

## 部長会議付議事案書（協議）

（令和2年4月1日）

提案課名 まちづくり計画課

報告者名 小谷 幹夫

事案名	秦野市都市マスタープランの改定方針（案）について	有 資料 無
提案趣旨	<p>本市では、都市計画法第18条の2に基づき都市計画に関する基本的な方針として、平成12年1月に「秦野市都市マスタープラン」を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを推進しています。</p> <p>平成24年3月に改定した現行計画が令和2年度に目標年次を迎えることから、令和12年度を目標年次とする、次期都市マスタープランの改定に当たり、近年の社会経済情勢の変化や今後の見通しを踏まえ、新たなまちづくりの方針を示すものとして、改定の基本方針を定めるものです。</p>	
概要	<p>1 改定方針（案）（資料1）の構成</p> <p>(1) 改定に当たって</p> <p>(2) 都市マスタープランの役割等</p> <p>(3) 計画の構成と期間</p> <p>(4) 計画の改定体制</p>	
経過	<p>平成12年1月 秦野市都市マスタープラン策定</p> <p>平成24年3月 秦野市都市マスタープラン改定</p> <p>令和元年度 秦野市都市マスタープランの改定に着手</p> <p>現状分析・課題整理のうえ、現行計画を評価し改定方針（案）を作成</p>	
今後の進め方	<p>庁内検討組織（資料2）を設置し、庁内一丸となった取組みを進める。</p> <p>令和2年10月 都市マスタープラン改定素案の作成</p> <p>〃 11月 都市計画審議会（報告）</p> <p>〃 12月 パブリックコメントの実施</p> <p>令和3年 2月 都市マスタープラン改定案の作成</p> <p>都市計画審議会（諮問・答申）</p> <p>〃 3月 都市マスタープラン改定版の作成</p> <p>詳細はスケジュール（案）（資料3）のとおり</p>	

秦野市都市マスタープラン  
改定方針  
(案)

令和2（2020）年4月  
都市部まちづくり計画課

# 1 改定に当たって

---

## (1) はじめに

本市では、都市計画に関する基本的な方針として「都市マスタープラン」を平成12年1月に策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを推進しています。現在は、平成24年3月に改定された現行計画に基づき、各施策分野における具体的な施策を展開しているところです。

こうした中、現行計画が令和2年度に目標年次を迎えるに当たり、基本理念は継承しつつ、社会経済情勢の変化や都市基盤の整備状況、関係法令の改正などの外的要因への対応を図るために、現行都市マスタープランの見直し（改定）を行うものです。

## (2) 目指すところ

現行計画策定以降、本格的な人口減少の到来や少子高齢化の進展、地球温暖化をはじめとする環境問題の深刻化、東日本大震災や近年の未曾有の水害などによる市民の防災・減災意識の高まりなど、本市を取り巻く社会経済情勢は大きな変化をみせています。

一方で、令和3年度には新東名高速道路の伊勢原大山インターチェンジと（仮称）秦野インターチェンジ間が開通し、（仮称）秦野インターチェンジや（仮称）秦野サービスエリア・スマートインターチェンジの供用開始が予定されるなど、新たな都市基盤の整備が進み、本市が飛躍する変革期が訪れ、市民の価値観・ライフスタイルの多様化もますます進んでいくものと思われまます。

このような背景を受けて、本計画と並行して策定される「秦野市新総合計画」、「秦野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）」、や「秦野市立地適正化計画」などの上位・関連計画と整合を図るため、現行計画についても見直し（改定）を行う必要性が生じています。

人口減少や少子高齢化の進展、適正な土地利用誘導による市街地や産業の活性化と環境保全、都市機能の効果的な整備・見直し、協働のまちづくりによる持続可能なまちづくりなど、社会経済情勢の変化や本市を取り巻く都市的課題に対応し、時代のニーズに合った都市マスタープランの改定に取り組みます。

## 2 都市マスタープランの役割等

---

### (1) 役割

都市マスタープランは、平成4年（1992年）の都市計画法の改正によって、都市計画法第18条の2に定められた、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

都市マスタープランでは、都市像、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等を総合的に定めるもので、都市計画に先導的な指針を与えるものとされており、主に以下の内容について基本指針を示すものです。

#### ア 都市全体の将来都市像を明示し、都市づくりの目標とまちづくりの方針を示す

都市マスタープランは、住民に近い立場にある地方自治体が、住民の意見を反映しながら、具体性のあるまちづくりの将来ビジョンを確立し、本市の整備課題に応じた都市施設の計画等を定め、本市の都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものです。

本市の具体性のある将来都市像を的確に都市マスタープランに明示することで、都市計画の目標を市民や民間事業者にわかりやすく示します。

#### イ 都市づくりのための総合的な整備方針を示す

都市全体の将来都市像の実現に向けて、総合的な都市づくりの整備課題に応じて、都市計画をはじめとする規制、誘導、事業といった総合的な整備手段の活用方針を明らかにする役割を持ちます。土地利用、交通体系形成、自然環境と公園・緑地等の保全及び整備、安全・快適なまちづくり、景観形成といった多岐にわたる分野別の都市づくりの総合的な整備方針を示します。

#### ウ 地域のまちづくりに関する都市計画の方針を示す

社会的・地理的条件などを踏まえながら、本市の都市づくりの総合的な整備方針に基づき、それぞれの地域の特徴や整備課題に応じた地域の将来像や分野別の基本方針を示します。

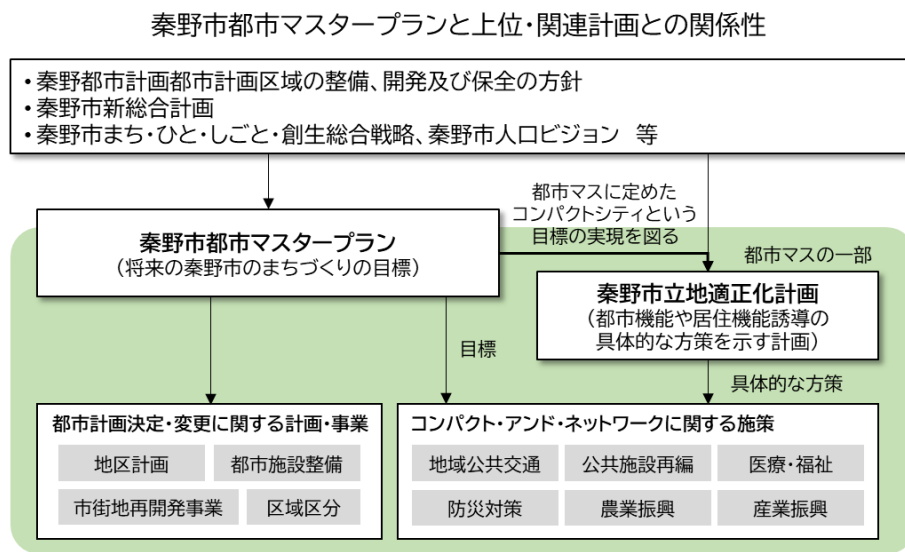
### (2) 計画改定に当たっての基本的な考え方

計画改定に当たっては、社会経済情勢の変化、都市基盤の整備状況、関係法令の改正などによる新たな課題を整理したうえで、本格的な人口減少社会における都市マスタープランとして、以下の基本的な考え方に基づき、現行計画の見直し

(改定) を行うものです。

## ア 上位・関連計画との整合に留意した計画

本計画と並行して策定される、目指すべき将来都市像やまちづくりの基本的な方向性を示した「秦野市新総合計画」や都市マスタープランの一部として都市機能や居住機能誘導の具体的な方策を示す計画である「秦野市立地適正化計画」をはじめ、現行計画以降に策定された関連計画との十分な整合・調整が図れた計画とします。



## イ 本市を取り巻く社会的変化を踏まえた計画

本市を取り巻く人口減少や少子高齢化の進展、新東名高速道路の全線開通に伴う秦野インターチェンジや秦野サービスエリア・スマートインターチェンジの供用開始、厚木秦野道路も伊勢原西インターチェンジから秦野中井インターチェンジ間が平成26年度に事業化され開通に向け動き出し、新たな都市基盤整備などの社会的変化を踏まえた計画とします。

## ウ 現行計画の評価を反映させた計画

現在の社会経済情勢の変化が反映された市民ニーズや地域課題を把握し、現行計画に基づく施策について、総合的な評価を行い、その結果を反映させた計画とします。

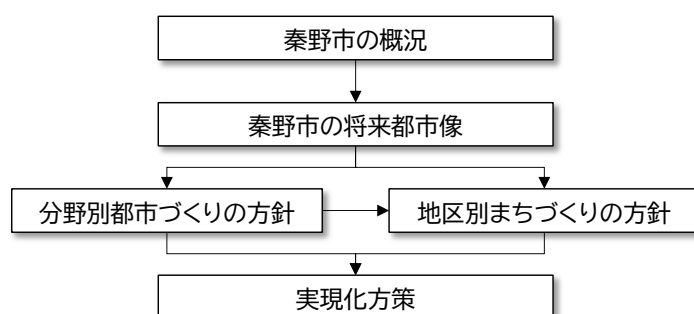
### 3 計画の構成と期間

都市マスタープランは、本市の現況や都市づくりの主要課題、上位・関連計画との整合や市民ニーズなどを踏まえた上で、計画の骨格となる「将来都市像」、分野別の基本方針である「分野別都市づくりの方針」、地域別の基本方針である「地区別まちづくりの方針」、上記までの各方針の実現に向けた基本方針である「実現化方策」の大きく4つの方針から構成されます。

また、計画期間は、現計画が令和2（2020）年度までの概ね10年間であることに加え、「秦野市新総合計画」との整合性を図るため、令和3（2021）年度を開始年とし、おおむね20年後の都市像を見据えた10年間（令和12（2030）年度まで）を目標年次として設定します。

ただし、本市を取り巻くまちづくりの状況変化や関連法令・計画の見直しなどに伴い、必要に応じて見直しや計画内容の充実を図っていくものとします。

秦野市都市マスタープランの構成



#### (1) 将来都市像

「秦野市新総合計画」における将来都市像に基づく、「都市づくりの基本的な方向」や「都市づくりの目標」を示します。また、都市づくりの目標を達成するための「将来フレーム（将来人口）」、主要な都市機能や骨格となる交通網、土地利用等の基本的な方向付けを行い、分野別のまちづくりの方針や地区別のまちづくりの方針で示す内容の基礎となる「将来都市構造」を示します。

#### (2) 分野別都市づくりの方針

将来都市像や将来都市構造を実現するために必要となる各分野の基本的な方針を示します。本計画においても、現行計画に基づき、都市づくりを進める上で整備することが必要な分野として、土地利用、交通体系形成、自然環境と公園・

緑地等の保全及び整備、安全・快適なまちづくり、景観形成を位置づけ、土地利用については、昨年度策定された「秦野市立地適正化計画」と連携・整合を図りつつ、分野別の都市づくりの総合的な基本方針を示します。

### (3) 地区別まちづくりの方針

地区別構想は、「分野別都市づくりの方針」の市全体を対象とした方針に対し、身近な地区レベルでの問題や課題に対応するため、まとまりのある地区に分けて、各地区の将来像やまちづくりの方針を示します。

本計画においては、「秦野市新総合計画」の策定にあたって開催された地域まちづくり計画策定会議の提案等を活用し、8地区に分けて方針を示します。



### (4) 実現化方策

これまでに掲げた全体構想や地区別構想の各基本方針の実現に向けて、具体的な方策や市や多様な主体との協働のまちづくりなどに関する基本方針を示します。

## 4 計画の改定体制

---

都市マスタープランの改定は、「都市計画審議会」、「都市マスタープラン改定会議」、「改定会議の下部組織として「都市マスタープラン改定調整会議」の3つの組織での検討を基本として進めていくこととします。

また、本計画の改定に当たっては、同時期に予定している「秦野市新総合計画」の策定と連携を図り、地域まちづくり計画策定会議やタウンミーティングでの市民の意見やアイデアを本計画に反映させます。

### (1) 都市計画審議会

秦野市附属機関の設置等に関する条例に基づく市長の諮問機関として、市議会議員、学識経験者、市民、関係行政機関の職員などで組織します。

市長が諮問する都市マスタープラン案を審議し、答申を行います。

### (2) 都市マスタープラン改定会議

都市マスタープラン改定会議は、マスタープランの基本的な方針や施策等について検討し、及び改定について協議します。市長が主宰し、副市長、教育長及び部等の長（議会及び行政委員会を除く。）により構成され、市長が必要と認めるときに開催します。

### (3) 都市マスタープラン改定調整会議

都市マスタープラン改定調整会議は、都市マスタープラン改定会議の下部組織として設置し、計画の改定に向けた全庁的事項に係る調整を行います。都市マスタープラン改定調整会議は、市長又は都市部長が必要と認めるときに開催され、都市部長が主宰し、部等の庶務を担当する課長及び交通住宅課長により構成されます。



## ○秦野市都市マスタープラン改定会議設置要綱（案）

（令和 年 月 日施行）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、秦野市都市マスタープランが令和 2 年(2020 年)に目標年次を迎えることから、近年の社会経済情勢の変化や今後の見通しを踏まえ、新たなまちづくりの方針を示すものとして都市マスタープランを改定するにあたり、円滑かつ効率的に遂行することを目的として、都市マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の改定に向けた検討組織である秦野市都市マスタープラン改定会議（以下「改定会議」という。）を設置し、その組織、運営等について必要な事項を定める。

（所掌事務）

第 2 条 改定会議は、マスタープランの基本的な方針、施策等について検討し、及び改定について協議する。

（組織）

第 3 条 改定会議は、市長が主宰し、副市長、教育長及び部等の長（議会及び行政委員会を除く。）により構成する。

2 改定会議は、市長が必要と認めるときに開催する。

（下部組織の設置）

第 4 条 改定会議に、その下部組織として都市マスタープラン改定調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（調整会議）

第 5 条 調整会議は、計画の改定に向けた全庁的事項に係る調整を行う。

2 調整会議は、都市部長が主宰し、部等の庶務を担当する課長及び交通住宅課長により構成する。

3 調整会議の運営上必要があると認めるときは、その構成員以外の者を出席させることができる。

4 調整会議は、市長又は都市部長が必要と認めるときに開催する。

（庶務）

第 6 条 改定会議及び調整会議の庶務は、都市計画主管課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、改定会議及び調整会議の運営に必要な事項は、改定会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行し、マスタープランを公表した日に、その効力を失う。

秦野市都市マスタープラン改定会議設置要綱に係る庁  
内推進体制体系図（案）

秦野市都市マスタープラン改定会議

・都市マスタープランの改定

主 宰：市長

構成員：市長、副市長、教育長及び部等の長（議会及び行政委員会を除く。）

市長、副市長、教育長、政策部長、総務部長、くらし安心部長、文化スポーツ部長、福祉部長、こども健康部長、環境産業部長、都市部長、建設部長、上下水道局長、教育部長、消防長

秦野市都市マスタープラン改定調整会議

・計画の策定に向けた全庁的事項に係る調整

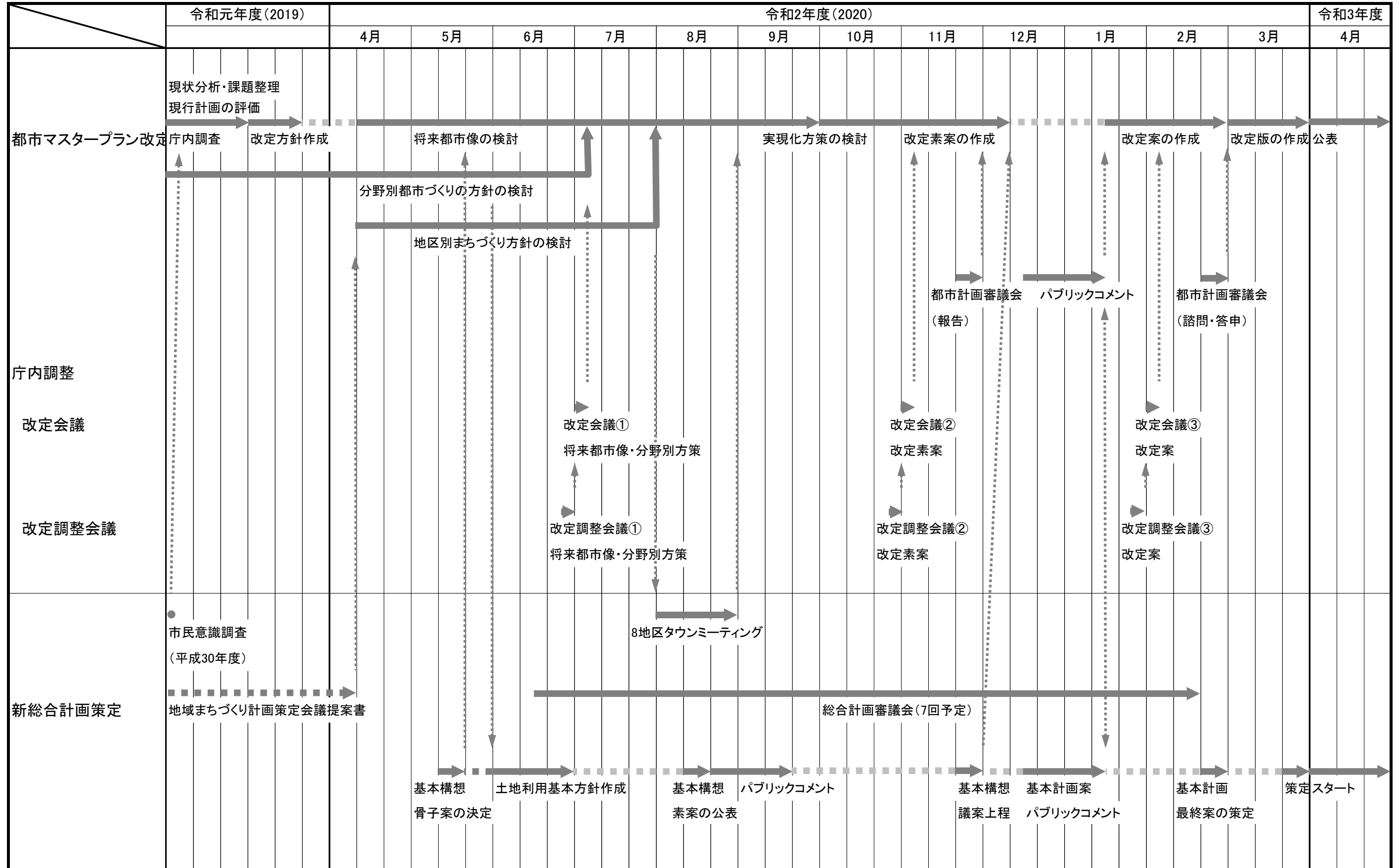
主 宰：都市部長

構成員：都市部長、部等の庶務を担当する課長及び交通住宅課長

都市部長、総合政策課、文書法制課、市民活動支援課、生涯学習課、地域共生推進課、子育て総務課、環境共生課、まちづくり計画課、交通住宅課、建設総務課、経営総務課、教育総務課、消防総務課

# 令和2年度都市マスタープラン改定スケジュール(案)

資料 3



部長会議付議事案書（報告）

（令和2年4月1日）

提案課名 行政経営課

報告者名 小泉 康男

<p>事案名</p>	<p>令和2年国勢調査の実施について</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p>提 案 趣 旨</p>	<p>5年に一度の国勢調査が、本年10月1日を実施期日として実施されます。 今後、庁内実施体制を整備し、全庁的協力のもとで取り組んでまいりますので、その概要を報告するものです。</p>	
<p>概 要</p>	<p>国勢調査は、大正9年(西暦1920年)の開始以来5年ごとに行われており、令和2年国勢調査は、その21回目に当たり、実施100年の節目となるものです。 今回の調査は、前回から調査区が約100増えて、1,419調査区となり、調査員約1,000名及び指導員約160名体制で実施する予定です。調査員のうち約160名と指導員全ての、合わせて約320名については、本市常勤一般職職員に従事を依頼する予定です。 調査期間は、本年8月24日(月)から10月23日(金)までとなります。</p>	
<p>経 過</p>	<p>令和2年2月6日 本市の統計ホームページにバナー掲示、国広報ページにリンク          // 2月20日 自治会連合会役員会で、調査員推薦の協力を依頼          // 3月17日 各单位自治会長宛に調査員推薦の依頼文を発送</p>	
<p>今 後 の 進 め 方</p>	<p><b>1 庁内実施体制の構築等について</b> 令和2年5月1日付けで実施本部を立ち上げ、庁内及び対外的取組みを推進する。</p> <p><b>2 調査員・指導員の確保について</b> 令和2年4月中旬 庁内への調査員・指導員の推薦依頼          // 5月上旬 単位自治会から調査員推薦を受領          随時 登録調査員・特別調査区事業所からの推薦</p> <p><b>3 議員への連絡</b> 令和2年4月16日 議員連絡会で報告</p> <p><b>4 市民への周知について</b>          (1) 市ホームページ          (2) 広報はだの8月15日号、9月1日号          (3) 地域情報紙に広告掲載</p>	

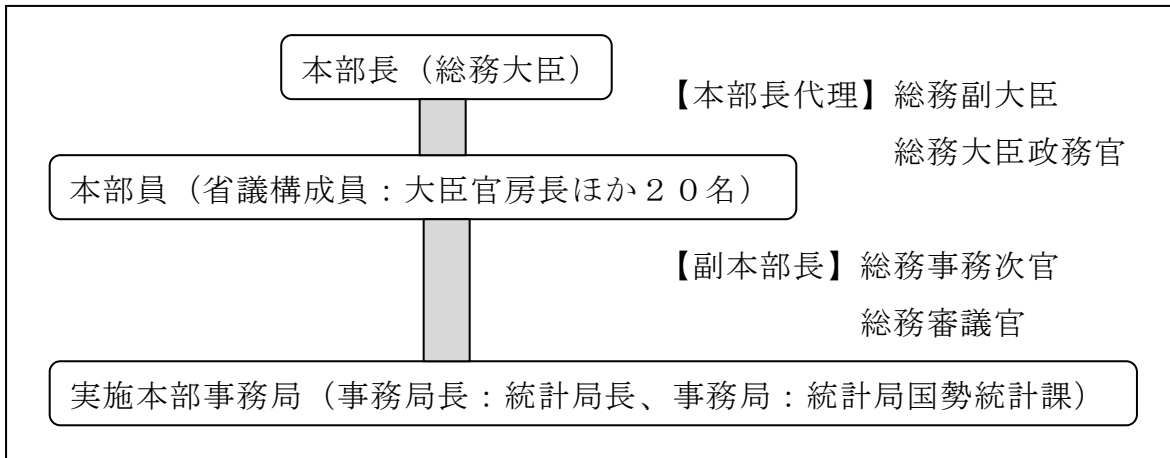
今 後 の 進 め 方	(4)	総合体育館等市内3か所にモニター広告掲載	
	(5)	自治会に回覧	
	(6)	市内4駅にポスター掲出	
	(7)	市内大型スーパー等にポスター掲出	
	(8)	庁舎及び市内公共施設にポスター掲示	
	(9)	オートロックマンション等調査困難建物にポスター掲示と調査への協力依頼	
	<b>5</b>	<b>全体スケジュール</b>	
		令和2年5月1日	実施本部を立ち上げ
		〃 8月下旬から	指導員及び調査員説明会
		〃 9月14日	調査票の配布及びオンライン調査開始
	〃 10月1日	国勢調査実施期日	
	〃 11月から	調査書類の審査	
	令和3年3月	国勢調査実施状況報告書提出	



令和 2 年国勢調査の推進体制について

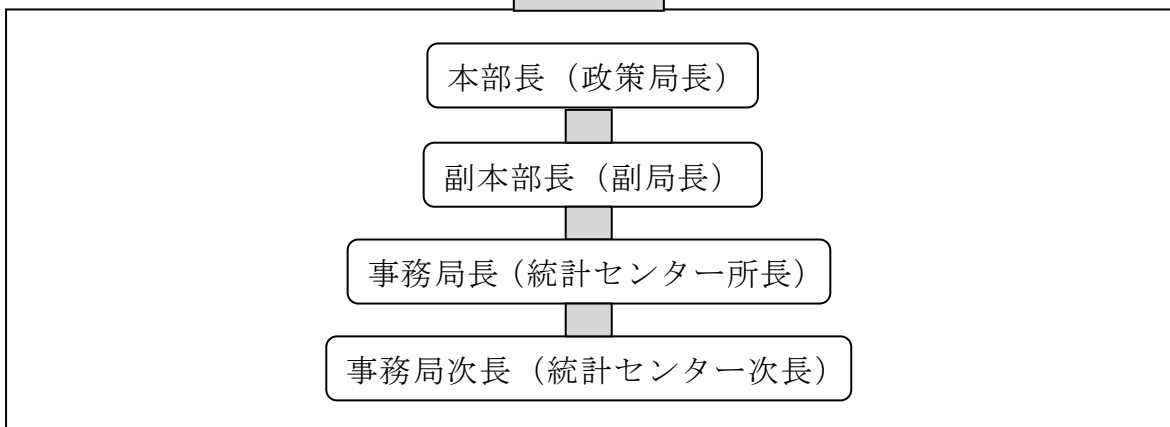
(総務省 国勢調査実施本部)

令和元年 10 月 1 日設置



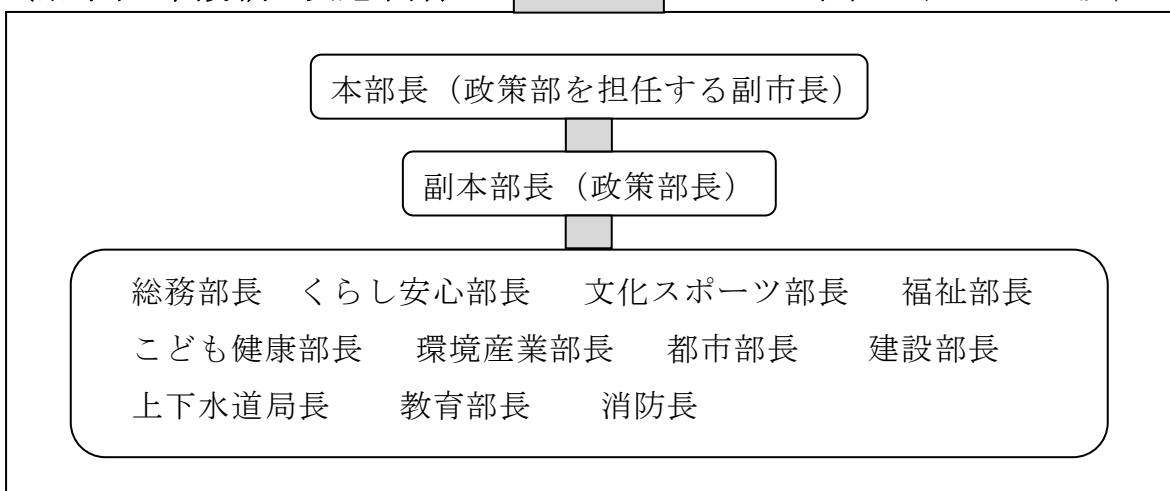
(神奈川県 国勢調査実施本部)

令和 2 年 4 月 1 日設置



(秦野市 国勢調査実施本部)

令和 2 年 5 月 1 日設置





# 報告2

令和2年4月1日  
政策部 財政課

令和元年度秦野市一般会計予算継続費通次繰越事業一覧表

(単位:円)

款	項	事業名	工事等場所	契約内容	継続費設定年度	継続費の総額	元年度年割額	翌年度繰越額	番号	図面 ページ	
9	教育費	3 中学校費	西中学校体育館等施設整備事業費 【教育総務課】	柳町二丁目地内	委託料 工事請負費	令和元～3年度	1,647,904,000	1,007,943,000	782,833,000	①	4

令和元年度秦野市一般会計予算繰越明許費繰越事業一覧表

(単位:円)

款	項	事業名	工事等場所	契約内容	金額(予算額)	支出済額	翌年度繰越額	番号	図面 ページ	
5	農林費	1 農業費	強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型) 【農業振興課】	—	補助金	6,034,000	-	6,034,000	/	
6	商工費	1 商工費	観光施設維持管理費 【観光振興課】	曾屋地内	工事請負費	26,600,000	6,870,000	19,730,000	②	5
			桜による誘客促進事業費 【観光振興課】	—	委託料	4,162,000	240,000	3,922,000	/	/
7	土木費	2 道路橋りょう費	国庫関連歩道設置事業費 【道路整備課】	北矢名地内	公有財産購入費 物件補償費	22,400,000	-	22,400,000	③	6
			市道改良事業費 【道路整備課】	曾屋地内	工事請負費	7,500,000	-	7,500,000	④	7
			国庫関連市道改良事業費 【道路整備課】	文京町地内	工事請負費	29,000,000	-	29,000,000	⑤	5
			秦野SA(仮称)関連道路施設整備事業費 【道路整備課】	横野地内外	委託料	39,250,000	2,969,161	36,280,839	⑥	8
	4 都市計画費	秦野駅南部(今泉)土地区画整理事業費 【都市整備課】	今泉地内	物件補償費	143,400,000	-	143,400,000	⑦	5	
		インター周辺整備事業費 【都市整備課】	—	委託料	33,500,000	-	33,500,000	/	/	

款	項	事業名	工事等場所	契約内容	金額(予算額)	支出済額	翌年度繰越額	番号	図面 ページ
9 教育費	2 小学校費	小学校施設改修事業費 【教育総務課】	文京町地内外	委託料 工事請負費	479,613,000	-	479,613,000	⑧-1 ⑧-2 ⑧-3 ⑧-4 ⑧-5 ⑧-6 ⑧-7 ⑧-8 ⑧-9 ⑧-10 ⑧-11 ⑧-12 ⑧-13	4~8
		小学校トイレ快適化第二次整備事業費 【教育総務課】	菩提地内外	工事請負費	172,592,000	-	172,592,000	⑨-1 ⑨-2 ⑨-3	4~5・ 8
	3 中学校費	中学校施設改修事業費 【教育総務課】 【学校教育課】	富士見町地内外	委託料 工事請負費	790,589,000	-	790,589,000	⑩-1 ⑩-2 ⑩-3 ⑩-4 ⑩-5 ⑩-6 ⑩-7 ⑩-8 ⑩-9	4~8
		中学校トイレ快適化第二次整備事業費 【教育総務課】	緑町地内外	工事請負費	237,314,000	-	237,314,000	⑪-1 ⑪-2	5
12 災害復 旧費	1 農業施設災害復旧費	農地災害復旧費 【農業振興課】	西田原地内外	工事請負費 補助金	42,888,000	8,444,000	34,444,000	⑫-1 ⑫-2 ⑫-3 ⑫-4	7~8
	2 土木施設災害復旧費	市道災害復旧費 【建設管理課】	三廻部地内	工事請負費 公有財産購入費 物件補償費	150,000,000	1,079,020	148,920,980	⑬	8
合 計					2,184,842,000	19,602,181	2,165,239,819		

令和元年度秦野市水道事業会計予算建設改良費の予算繰越事業一覧表

(単位:円)

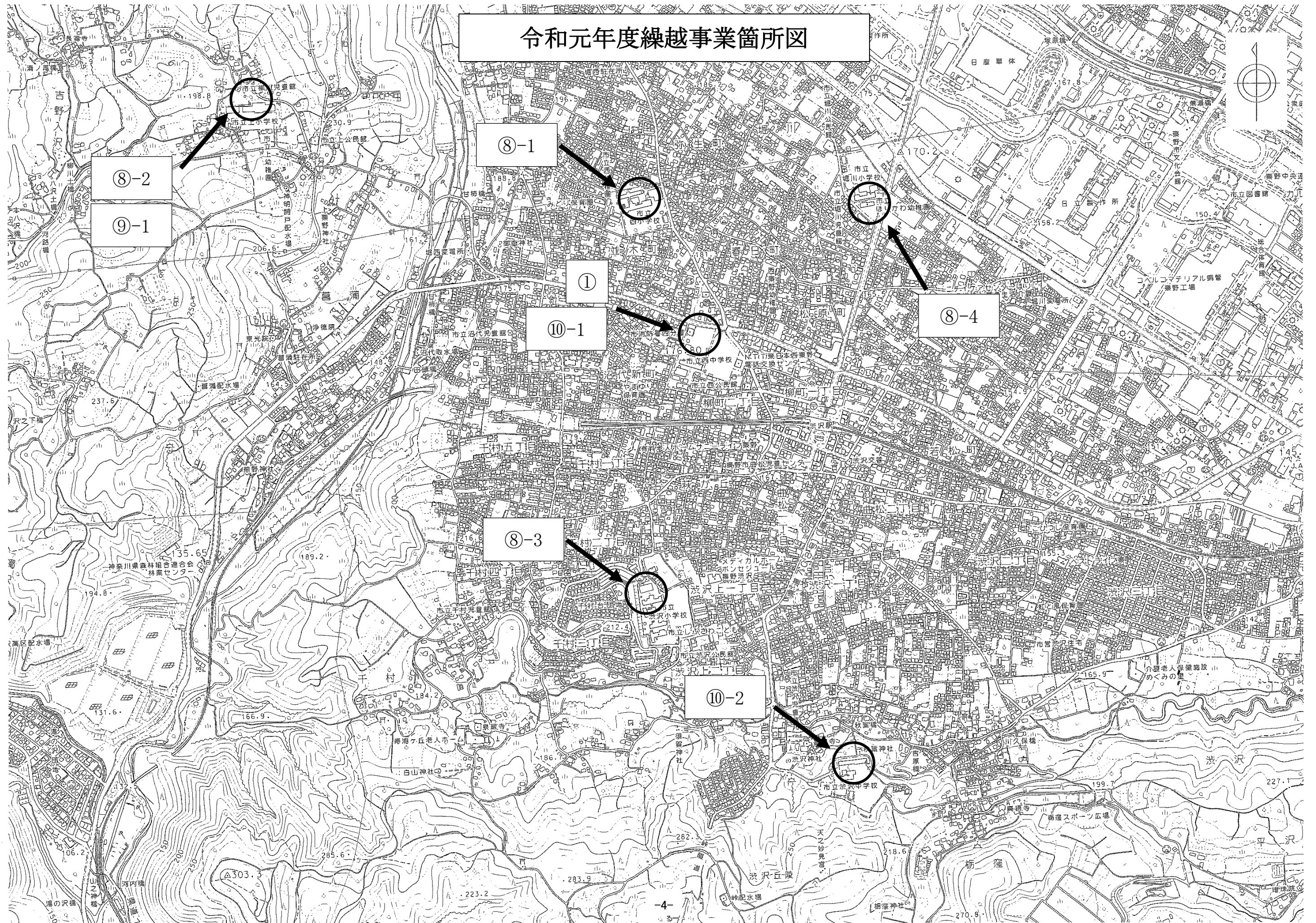
款	項	事業名	工事等場所	契約内容	金額(予算額)	支払義務発生額	翌年度繰越額	説明	完成予定	番号	図面ページ
1 資本的支出	1 建設改良費	導水管送水管耐震化事業費 (戸川猿渡導水管改良工事) 【水道施設課】	戸川地内外	工事請負費	54,455,000	-	54,455,000	事業予定地が都市計画決定された公園地内であり、その使用に関する県との協議に時間を要したことにより、工事の進捗に遅れが生じたため	令和3年2月下旬	⑭	8

令和元年度秦野市公共下水道事業会計予算建設改良費の予算繰越事業一覧表

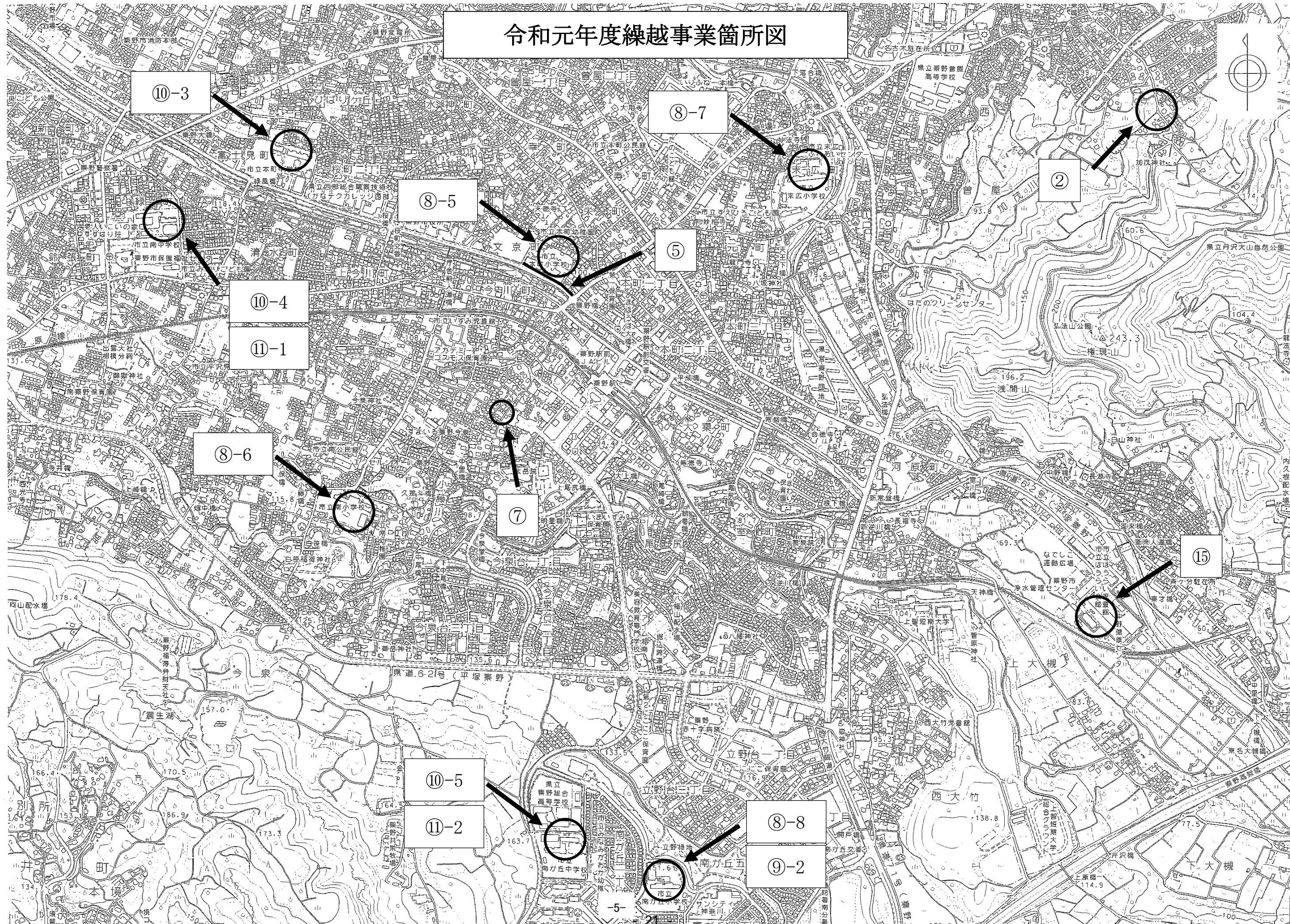
(単位:円)

款	項	事業名	工事等場所	契約内容	金額(予算額)	支払義務発生額	翌年度繰越額	説明	完成予定	番号	図面ページ
1 資本的支出	1 建設改良費	浄水管理センター改築事業費 (汚泥処理棟) 【下水道施設課】	上大槻地内	委託料	615,000,000	300,000,000	315,000,000	平成30年度に日本下水道事業団と協定を締結のうえ施工中であるが、入札不調により契約の遅れが生じ、工程調整を行ってきたが、年度内の完成が見込めないため	令和2年7月下旬	⑮	5

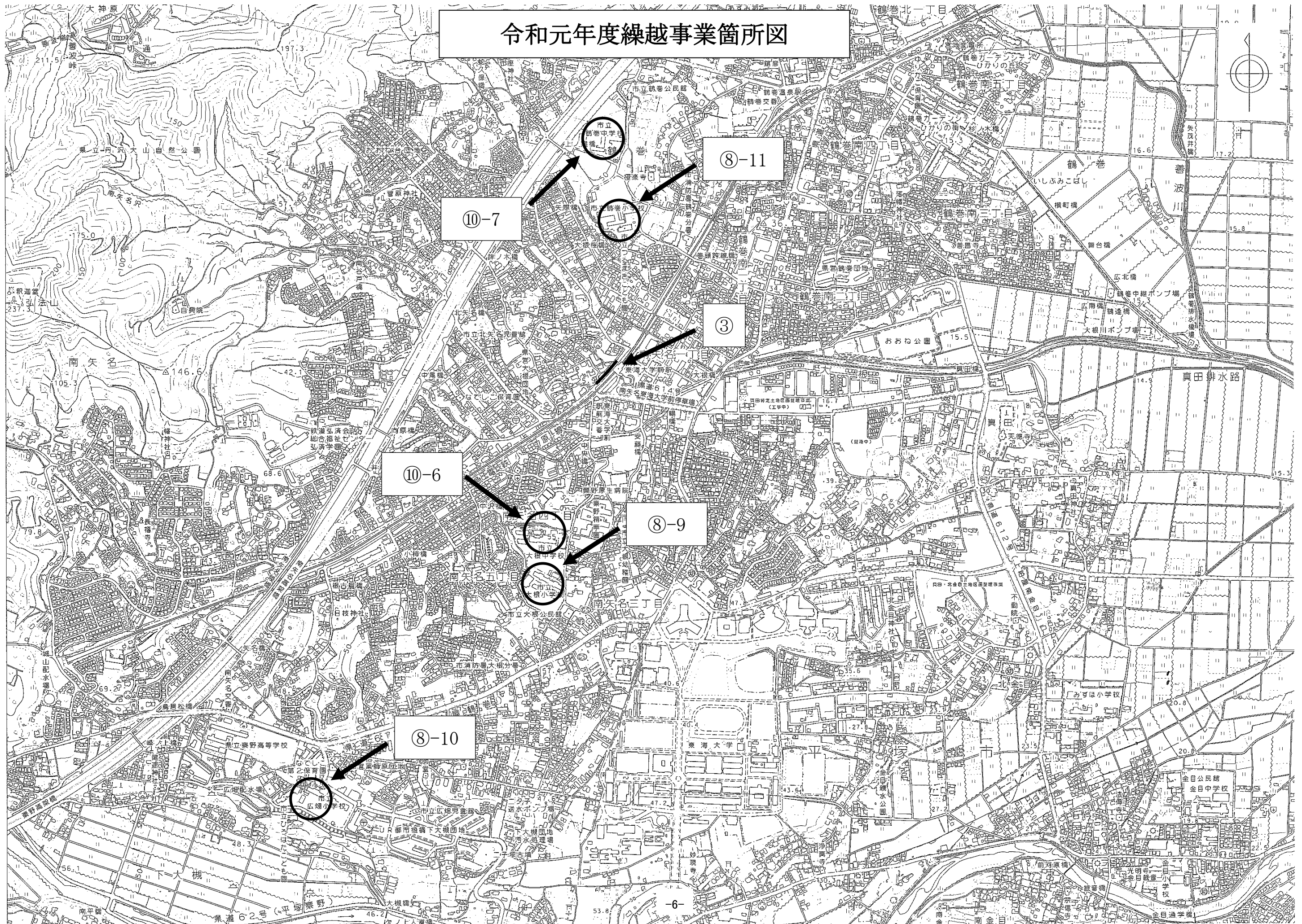
# 令和元年度繰越事業箇所図



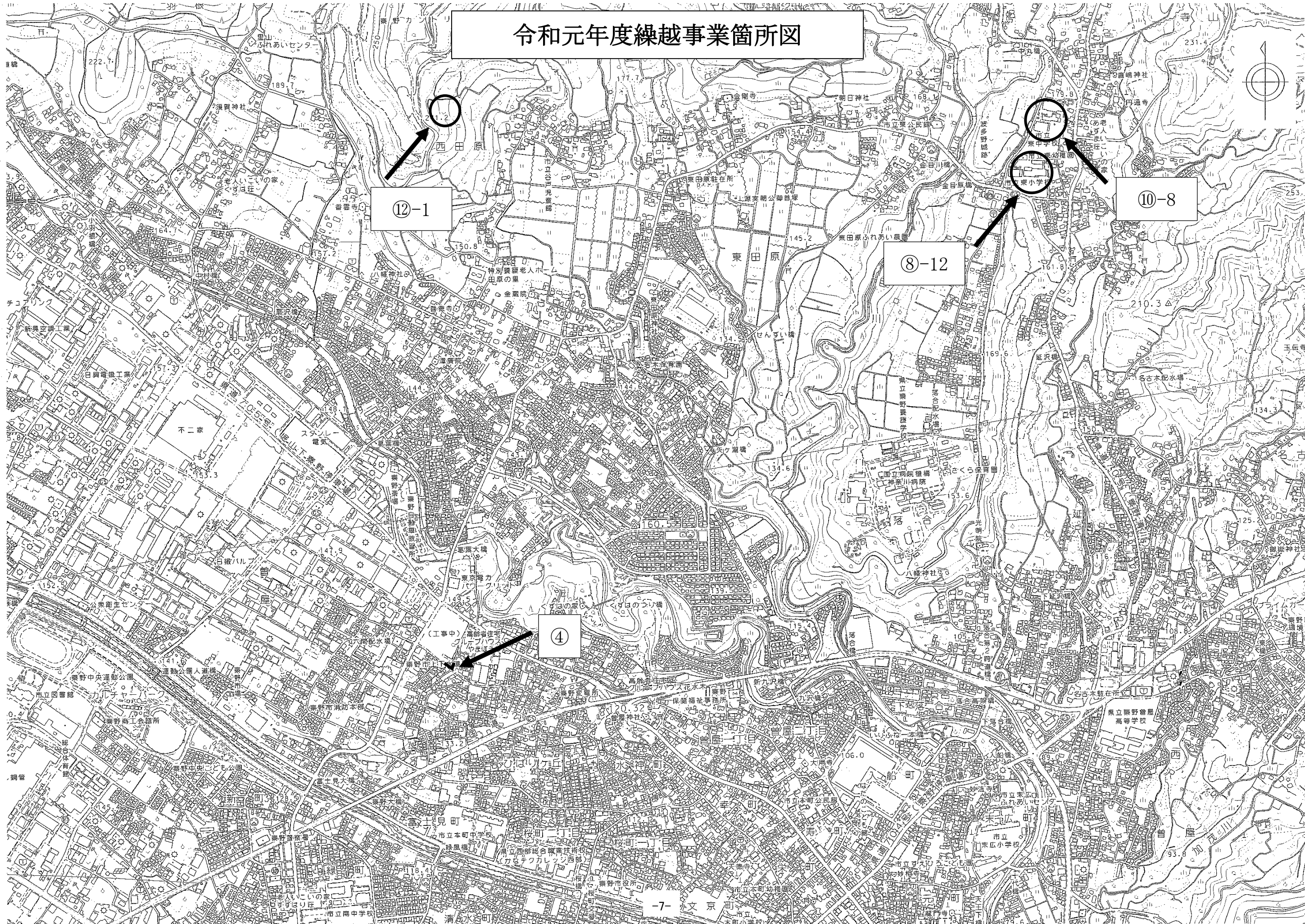
# 令和元年度繰越事業箇所図



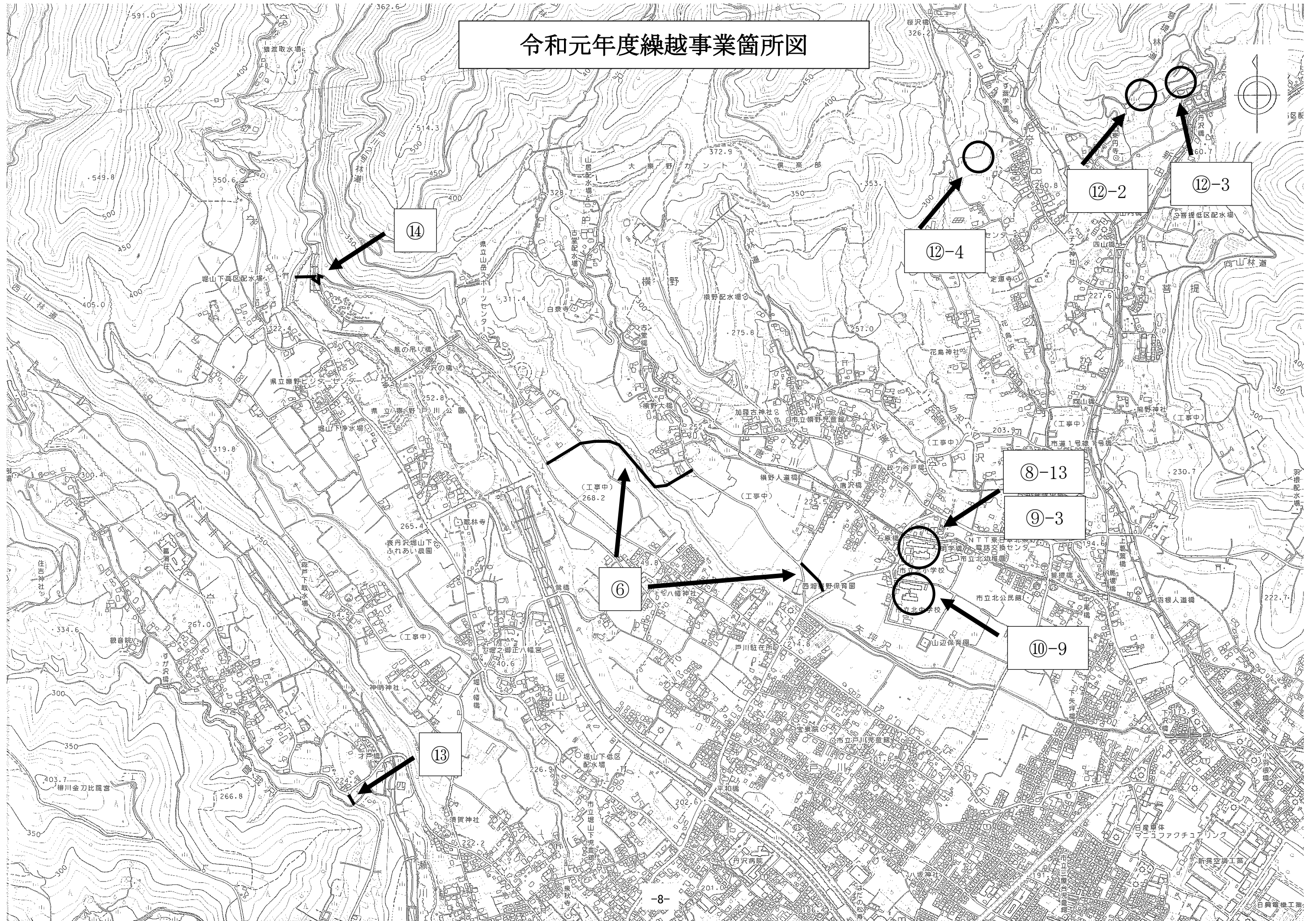
# 令和元年度繰越事業箇所図



# 令和元年度繰越事業箇所図



# 令和元年度繰越事業箇所図





部長会議付議事案書（報告）

（令和2年4月1日）

提案課名 人事課

報告者名 青木 裕一

<p>事案名</p>	<p>令和2年度「子育てを支援するための職員行動計画」等の策定について</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p>提案趣旨</p>	<p>これまでの計画を延長する令和2年度「子育てを支援するための職員行動計画」「女性職員の活躍を推進するための特定事業主行動計画」及び新たに策定が義務付けられた「秦野市障害者活躍推進計画」を策定するものです。</p>	
<p>概要</p>	<p><b>1 令和2年度子育てを支援するための職員行動計画（案）…別添のとおり</b></p> <p>(1) 策定の目的 本市で働く職員が仕事と家庭を両立した中で、効率的かつ効果的な職務遂行を図るとともに、子育てしやすい環境づくりを目指す。</p> <p>(2) 関係法令等 次世代育成支援対策推進法、次世代育成支援行動計画策定指針</p> <p>(3) 計画内容 現在の行動内容を継続するとともに、長時間労働是正、休暇取得の推進、ハラスメント防止対策に関する項目を重点事業とする。</p> <p><b>2 令和2年度女性職員の活躍を推進するための特定事業主行動計画（案）…別添のとおり</b></p> <p>(1) 策定の目的 本市における女性職員の活躍を一層推進し、一人ひとりの個性を活かした独自性のある政策やサービスを提供することのできる組織体制を確立する。</p> <p>(2) 関係法令等 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令</p> <p>(3) 計画内容 現在の取組項目を継続し、長時間労働是正に関する取組を重点事業にするとともに、ハラスメント防止対策を新たに位置付け重点事業とする。</p>	

	<p><b>3 秦野市障害者活躍推進計画（案）…別添のとおり</b></p> <p>(1) 策定の目的          障害者が就業し、同一の職場に長期に定着するだけでなく、「全ての障害者が、その障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること」を目指し、体制の整備や取組みを進める。</p> <p>(2) 関係法令等          障害者の雇用の促進等に関する法律、障害者活躍推進計画作成指針</p> <p>(3) 計画内容          法定雇用率*の達成を目指し、組織面や人材面の体制整備を行うとともに、環境整備や人事管理における取組みを位置付ける。          計画期間は、「秦野市職員づくり基本方針実施計画」と改定時期を合わせるため、令和2年度から令和8年度までの6年間とする。          *法定雇用率…令和元年度は2.5%。本市の令和元年6月1日現在の雇用率は2.02%。</p>
経過	<p>令和元年6月 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の改正法公布          障害者の雇用の促進等に関する法律の改正法公布</p> <p>9月 秦野市職員づくり基本方針等推進委員会設置要綱を制定</p> <p>11月 第1回推進委員会（部局長級）会議を開催し、次期計画策定の考え方や下部組織での検討内容を協議開始</p> <p>12月 女性活躍推進に関する基本方針の変更及び障害者活躍推進計画作成指針を国が公表</p> <p>令和2年2月 第2回推進委員会会議を開催し、令和2年度の計画策定について協議          〃 定例部長会議において、令和2年度の計画策定方針について報告</p>
今後の進め方	<p>1 各計画の施策を推進し、秦野市職員づくり基本方針等推進委員会で意見聴取を行ったうえで、進行管理に取り組む。</p> <p>2 令和3年度以降の「子育てを支援するための職員行動計画」「女性職員の活躍を推進するための特定事業主行動計画」については「秦野市職員づくり基本方針実施計画」の中に位置付けることとし、秦野市職員づくり基本方針等推進委員会で協議を進め、令和2年度中に策定する。</p>

令和 2 年度

子育てを支援するための職員行動計画

女性職員の活躍を推進するための特定事業主行動計画

(案)



令和 2 年 4 月

秦野市

# 第1章 本計画策定についての考え方

## 1 計画期間の延長について

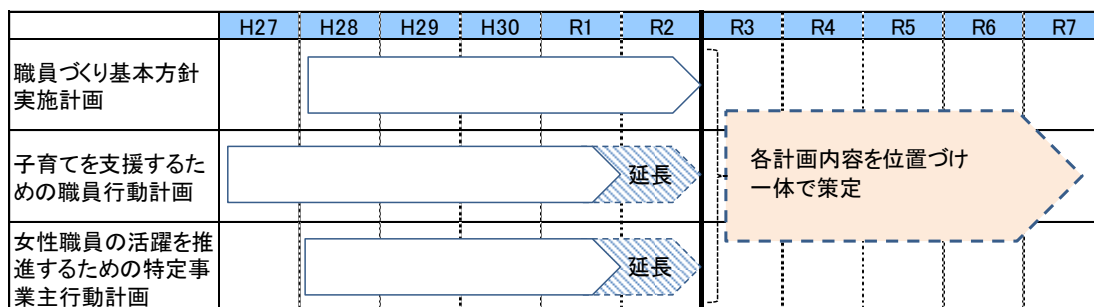
次世代育成支援対策推進法に基づく「秦野市子育てを支援するための職員行動計画」と女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「秦野市女性職員の活躍を推進するための特定事業主行動計画」は、それぞれ令和元年度までの計画期間となっています。

一方、本市独自の「秦野市職員づくり基本方針実施計画」では、職員・職場のあるべき姿を示し、重点的に取り組むべき戦略に基づき人材育成に努めてきました。この実施計画は令和2年度までの計画期間となっていることから、現在の職員を取り巻く環境の変化に対応した新たな計画の策定に着手する必要があります。

人材育成を進めるために「子育て支援」「女性活躍」の視点を加え、働き方改革に取り組んでいくことは、持続可能な市政運営の実現に重要であり、これら3つの計画を有機的に連携させ、本市職員のあるべき姿につなげていかなければなりません。

そのため、策定初期の段階から計画相互の整合を図り、職員づくり基本方針実施計画の中に「子育て支援行動計画」及び「女性活躍行動計画」の要素を位置づけることで、より実効性のある計画の策定を目指す考えです。

以上のことから、令和元年度までを計画期間としている「子育て支援行動計画」及び「女性活躍行動計画」を令和2年度まで1年間年長することとしました。



## 2 特定事業主について

---

特定事業主<sup>※</sup>とは、任命権者のことを指し、本市では本計画を各任命権者の連名により策定しています。

任命権者：

市長、市議会議長、農業委員会、代表監査委員、選挙管理委員会、教育委員会、消防長、公平委員会

※ 秦野市次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則(平成17年3月30日規則第13号)

## 3 変更点と重点項目の考え方

---

計画期間の延長に当たっては、令和元年6月5日に公布された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」を踏まえ、必要な取組を加えるとともに、令和2年度の重点項目を設定するものです。

### 改正の概要

#### 1 女性活躍の推進

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の中で、特定事業主行動計画について、以下の項目が特に取り組む必要があると明示されました。

- ① 長時間勤務の是正などの働き方改革
- ② 性別にかかわりのない職務の機会付与と適切な評価に基づく登用
- ③ 男性の家庭生活（家事及び育児等）への参加促進

#### 2 ハラスメント防止対策の強化

労働施策総合推進法の改正により、事業主にはパワーハラスメント防止対策が義務付けられ、セクシャルハラスメント防止対策の強化に取り組むことが定められました。

## 第2章 子育てを支援するための職員行動計画

### 1 基本理念

---

本市では、次世代育成支援対策推進法第19条の規定に基づき、平成17年度から「秦野市子育てを支援するための職員行動計画」を策定し、2度の改定を経ながら、子育てしやすい環境づくりに努めてきました。

こうした取り組みにより、仕事と家庭が両立できる環境の整備等が一定程度進みましたが、様々な制度の利用や男性の育児参加が未だ十分でないなどの課題もあり、妊娠・出産・子育ての各段階に応じた切れ目ない支援を行っていくことが必要です。

そのため、「安心して子どもを産み、喜びと責任を持って子育てができるより良い職場環境づくり」の基本理念を継続して掲げながら、取組を推進します。

### 2 基本方針

---

#### 方針1

勤務環境内において妊娠又は子育て中の職員が安心して仕事と家庭の両立ができる職場づくりを進めていきます。

#### 方針2

勤務環境以外における子どもや子育てに関する地域貢献を支援する体制づくりを進めていきます。

### 3 行動内容

基本方針に基づき、これまで12の施策を掲げて取り組んできましたが、令和2年度はこのうち、職員に関する11の施策を継承するとともに、特に重点的に取り組むべき項目を明確にします（下線を付した施策）。

#### (1) 職員の勤務環境に関するもの

基本方針1の「仕事と家庭の両立」ができる職場づくりを進めるため、以下の9つの施策に取り組めます。

##### ① 妊娠中及び出産後における支援

妊娠中及び出産後の女性職員について、母性保護及び母性健康管理を適切かつ有効に行えるよう支援します。

##### ② 男性職員の子育てのための休暇の取得促進 **重点施策**

配偶者の分べんや産後等の期間中の子の養育など、男性職員が取得できる特別休暇を活用します。

また、このような休暇を取得することについて、職場における理解が得られるための環境づくりを行います。

##### ③ 育児休業等を取得しやすい環境づくり **重点施策**

育児休業、部分休業、育児短時間勤務（以下「育児休業等」という。）の取得を希望する職員について、その円滑な取得の促進等を図るため、「育児休業等の取得促進及び職場の意識改革の推進」、「育児休業中の職員に対する円滑な職場復帰の支援」、「育児休業を取得した職員の代替要員の確保」に取り組めます。

##### ④ 子育てを行う女性職員の職場での活躍に向けた取組

子育てを行う女性職員が職場で活躍できるよう、女性職員に対するキャリア形成や仕事と家庭の両立を支援するための研修を実施します。

また、女性職員の相談に応じるメンター制度を導入します。

##### ⑤ 時間外勤務の縮減 **重点施策**

時間外勤務は、臨時又は緊急の必要があるときに行われる勤務であることを再認識し、効率的又は効果的な事業執行に取り組むことで時間外勤務の縮減を図ります。

##### ⑥ 休暇の取得促進 **重点施策**

休暇の取得を促進するため、職員の休暇に対する意識の改革を図るとともに、職場における休暇を取得しやすい環境づくりに努めます。

⑦ 人事異動における配慮

人事異動は、適材適所の配置を原則に行われるべきものですが、必要に応じて職員が抱える事情にも配慮します。

⑧ 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等を是正するための取組

**重点施策**

職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等を解消するよう努めます（ハラスメント防止策）。

⑨ 人事評価への反映

仕事と生活の調和を推進する効率的な業務運営や良好な職場環境づくりを意識した行動については、人事評価において適切に評価できるような仕組みを検討します。

(2) 職員の勤務環境以外に関するもの

① 子育てに関する地域貢献活動

職員は、子育てに関する地域貢献活動に、積極的に参加するよう努めます。職員の専門分野の知識や、技術を地域に還元できるように努めるとともに、子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図るため、職場見学・職場体験に積極的に協力します。

② 子どもとふれあう機会の充実

家庭における時間を積極的に取れるよう適切な業務執行を心掛け、家庭と仕事の両立を図ります。

職員互助団体(秦和会)のレクリエーション活動の実施に当たっては、子どもを含めた家族全員が参加できるよう支援します。

(3) 重点項目の設定

令和2年度は働き方改革とハラスメント対策の強化を軸に、(1)の②・③・⑤・⑥・⑧の取組を重点項目として位置付けて取り組みます。



4 目標設定

令和元年度までを計画期間とした「子育てを支援するための職員行動計画」に位置付けている目標設定（目標値）と実績は次のとおりです。

	目標値 (H31まで)	実績値			
		H27	H28	H29	H30
1	配偶者の分べんや子の養育の特別休暇について、両休暇合計で <b>5日以上</b> 取得した <b>男性職員の割合を50%以上</b> にします。	23.4%	26.7%	30.8%	51.3%
2	<b>男性職員のうち</b> 新たに育児休業等が取得可能となった職員における、いずれかの制度を利用する職員の割合が <b>10%以上</b> となるように努めます。	6.4%	6.7%	3.8%	2.6%
3	子どものいる職員の深夜勤務や時間外勤務の制限に関する制度を理解している人の割合を <b>100%</b> にします。	43.1%	52.0%	45.0%	54.3%
4	職員1人あたりの <b>時間外勤務が1年につき360時間を超える職員をゼロ</b> にします。	60人	46人	51人	42人
5	職員一人当たりが一年度あたりに取得する <b>年次休暇の日数を12日</b> (年間20日に対する取得率60%) <b>以上</b> とします。	8.4日	8.4日	9.5日	8.7日
6	休日の前後、週休日の前後、子どもの学校行事やPTA活動、住居地域で子育て活動等次のようなときに、 <b>年次休暇を1日以上取得する職員の割合を100%</b> とします。	73.2%	69.3%	76.1%	78.4%

すべての目標値が達成できている状況ではないため、令和2年度も同じ目標を設定します。

## 第3章 女性職員の活躍を推進するための特定事業主行動計画

### 1 基本的な考え方

地方が独自性を持って主体的な「まちづくり」を進めていくためには、多様な人財を活かすダイバーシティマネジメント（一人ひとりの個性を活かした仕事の方法や人事制度）によりニーズのきめ細かい把握や新しい発想を生み出し、政策やサービスの質を向上させることが重要です。

特に、女性職員が任用や役職などの違いを超えて、その個性と能力を十分に発揮することが求められています。女性職員の能力を生かすことは、高度経済成長期に端を発する、男性を中心とした長時間勤務により利益や成果を上げようとする働き方を見直すことにつながります。

このことは、人口減少の時代においても、全ての職員が充実した職業生活を送るために必要不可欠であるとともに、将来にわたって持続可能な市政運営を実現するためにも、重要な課題のひとつと考えられます。

### 2 女性職員活躍のための取組

女性職員の職業生活における活躍に関する本市の状況を把握し、改善すべき事情について分析を行い、「登用」「仕事と家庭の両立」「採用」の3つの課題を掲げ、具体的な取組を実施してきました。

#### 課題1 登用

管理職における男女間の登用の差を改善するため、女性職員の管理職への積極的な登用に努めます。

#### 課題2 仕事と家庭の両立

仕事と家庭の両立を図り、長時間労働の是正を促すため、各種休暇の取得推進や時間外勤務の削減に努めます。

#### 課題3 採用

今後も本市において女性の活躍を推進するためには、人材を常に確保していく必要があることから、積極的な女性職員の採用を継続的に進めます。

### 3 取組内容

課題の解決に向け、これまで12の施策を掲げて取り組んできましたが、令和2年度はこの施策を継承するとともに、特に重点的に取り組むべき項目を明確にします（下線を付した施策）。

また、新たに「ハラスメント対策の強化」を加え、課題解決に向けた取組を強化します。

#### (1) 「登用」の課題解決への取組

##### ① 女性職員の意識改革と能力向上支援

女性職員を対象にキャリア研修や自治大学校等の外部研修への派遣、次世代育成アカデミーへの受講を積極的に行い、意識改革・能力向上を図ります。

##### ② 女性職員間の“つながり”の強化

ロールモデル（模範）となる女性職員との対話の場を設けること、また、メンター制度を導入することにより、経験の共有と不安の解消、職員同士のつながりの強化を目指します。

#### (2) 「仕事と家庭の両立」の課題解決への取組

##### ① 長時間労働是正の推進 **重点施策**

長時間労働の是正を促す施策を推進し、全ての職員が働きやすい環境を整備します。職員一人当たりの時間外勤務時間が360時間を超える職員がいる部署には、管理監督者を中心に改善策を講じるとともに、「ゆう活」などの制度を有効的に活用するなど、長時間労働を前提としない働き方を推進していきます。

##### ② 任期付採用職員制度の活用

平成28年度に導入した育児休業代替の「任期付採用職員」制度を活用して、安心して育児に取り組めるよう制度の充実を図ります。

##### ③ 人事評価制度の見直し

人事評価制度に「目標管理」の概念を導入して、効率的な仕事の仕方、働き方を評価することにより、職員の意識改革、行動の変革を促します。

##### ④ 地域活動参加への支援

P T A活動などの地域活動に積極的に参加できるよう、特別休暇に関する規則の改正を検討します。

⑤ 研修による働き方の見直し推進

タイムマネジメントやファシリテーション研修の受講を推進し、仕事や会議の効果的な進め方について、職員の意識改革や能力の向上を促します。

※ファシリテーションとは、会議やミーティング等の場において、話の流れの整理や、参加者の認識の一致を促すよう支援し、合意形成までの過程が効率的、効果的に運ぶように舵取りをすることです。

⑥ 管理職職員の意識改革 **重点施策**

管理職職員を対象に、育児休業等の制度の周知やワークライフバランスの推進、管理監督者としての意識改革を目的に研修を実施します。

⑦ 女性職員との対話の推進

部分休業の取得状況、職場の環境等について、部分休業を取得している女性職員と人事担当職員との対話を継続、推進していきます。

(3) 「採用」の課題解決への取組

① 採用説明会での女性職員の活用

採用試験の説明会には女性職員を積極的に派遣し、育児休業制度など、個別の相談に対し具体的な説明ができるようにします。

② インターン制度の充実化

公務員を志望する学生のインターンを積極的に受け入れ、本市の制度や施策について理解してもらう機会とし、受験を希望する女性の増加を目指します。

③ 情報発信の強化

職員採用案内を随時見直し、女性が活躍できる制度と風土を持った職場であることのアピールを強化するほか、ホームページやポスター等により積極的に広報を展開していきます。

(4) 職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決の促進（ハラスメント防止対策） **重点施策**

① ハラスメント防止対策方針（仮称）の策定

ハラスメントの定義と防止の目的、意義を方針等として定め、その周知を図ります。

② アンケート調査やヒアリングの実施

アンケート調査やヒアリングなどにより実態を分析し、ハラスメント対策の方向性や課題を把握します。その結果などを全職員に提示し、

庁内の状況を理解できるようにします。

③ ハラスメント防止対策要綱の制定

相談（苦情を含む）の内容や状況に応じ、適切に対応できるようハラスメント防止体制の強化を図ります。

(5) 重点項目の設定

令和2年度は働き方改革とハラスメント対策の強化を軸に、(2)の①・⑥及び、(4)の取組を重点項目として位置付けて取り組みます。

4 目標設定

令和元年度までを計画期間とした女性職員の活躍を推進するための特定事業主行動計画に位置付けている目標設定（目標値）と実績は次のとおりです。

目標値(H31まで)		実績値			
		H27	H28	H29	H30
<b>目標1 女性職員の管理職への積極的登用</b> 平成31年度末までに、課長代理級職員に対する女性管理職の割合を20%以上、課長級以上職員に対する女性管理職の割合を、12%以上とします。	課長代理級20%以上	16.6%	16.99%	20.13%	20.99%
	課長級以上12%以上	7.8%	11.21%	11.50%	16.24%
<b>目標2 年次休暇の取得推進</b> 平成31年度末までに、年次有給休暇の平均取得日数を12日以上とします。	12日以上	8.4日	8.4日	9.5日	8.7日
<b>目標3 男性職員の育休等の取得推進</b> 平成31年度末までに、新たに対象となった男性職員が育児休業、部分休業、育児短時間勤務のいずれかの制度を利用する割合を10%以上とします。	10%以上	6.4%	6.70%	3.80%	2.60%
<b>目標4 男性職員の育児参加のための休暇取得推進</b> 平成31年度末までに、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を合わせた平均取得日数を5日以上とします。	5日以上	3.94日	2.71日	3.19日	4.08日
<b>目標5 長時間勤務の是正</b> 平成31年度までに、時間外勤務が1年度につき360時間を超過する職員が0人となることを目指します。	0人	46人	46人	51人	42人
<b>目標6 事務職職員における女性の積極的採用</b> 採用試験を受験する女性の増加を図りながら、平成28年度から平成31年度末までの間に採用する事務職(常勤一般職)採用者のうち、4年間の女性の平均採用割合を25%以上とします。	4年間平均25%以上	-	38.89%	42.97%	47.20%
<b>目標7 消防職職員における女性の積極的採用</b> 平成31年度末までに消防職職員に占める女性職員の割合が5%以上になることを目指します。	5%以上	3.61%	3.06%	3.05%	4.02%

すべての目標値が達成できている状況ではないため、令和2年度も同じ目標を設定します。

## 5 情報の公表

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第17条では、「職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない」とされています。

公表する情報は、本計画における目標設定で使用した状況把握の数値とし、本計画の取組状況と併せて、公表することとします。

### (1) 公表する情報

- ① 継続勤務年数の男女差
- ② 職員一人当たりの各月の超過勤務時間
- ③ 超過勤務の上限を超えて勤務した職員数
- ④ 管理的地位にある職員一人当たりの各月の超過勤務時間
- ⑤ 各役職段階の女性割合及びその伸び率
- ⑥ 職員の男女別の育児休業取得期間の分布状況
- ⑦ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇それぞれの合計取得日数の分布状況
- ⑧ セクシュアルハラスメント等対策の整備状況
- ⑨ 職員に占める女性職員の割合
- ⑩ 年次休暇等の取得日数の状況

### (2) 公表時期

令和元年度の実績値を令和2年7月に、令和2年度の実績値を令和3年7月にそれぞれホームページ上にて公表します。

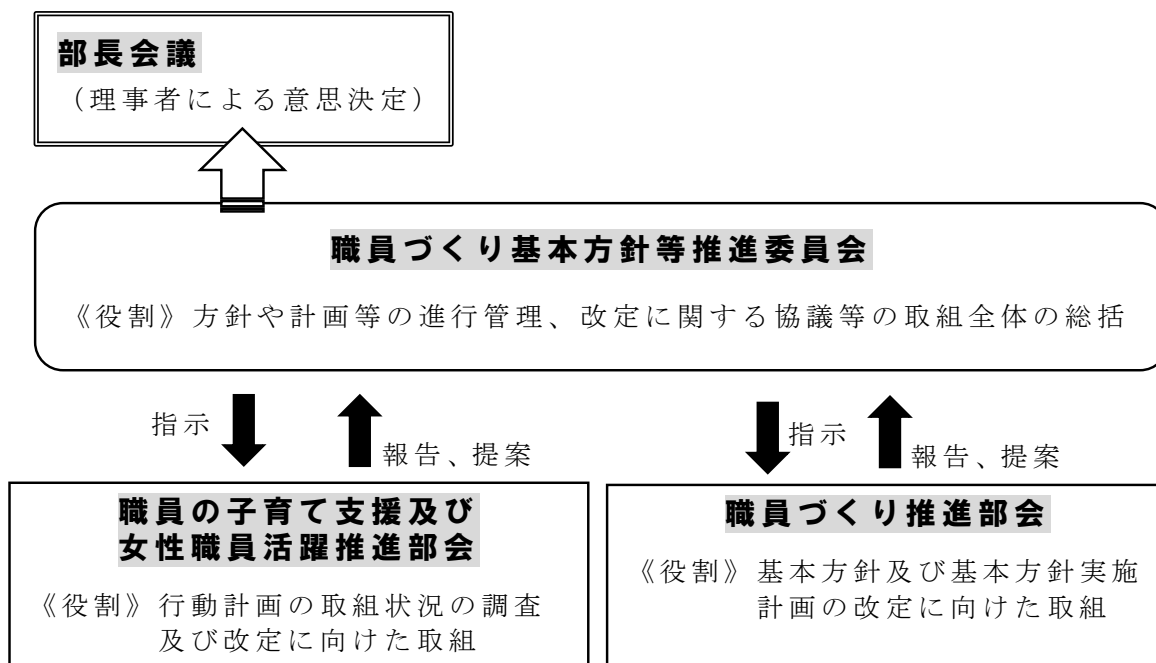
## 計画の推進体制と次期計画の策定について

計画の取組項目については、人事課だけでなく、すべての職員が自分事として捉えて実行する必要があります。

そのため、本計画をわかりやすく周知するとともに、令和元年度に設立した「秦野市職員づくり基本方針等推進委員会」とその下部組織である「職員の子育て支援及び女性職員活躍推進部会」「職員づくり推進部会」で取組状況を協議します。

協議内容や各委員や部会員の意見をふまえながら、令和3年度を初年度とする「秦野市職員（ひと）づくり基本方針実施計画」の中に次期「子育て支援行動計画」「女性活躍推進計画」を位置付けることとし、秦野市職員づくり基本方針等推進委員会で協議を進めます。

### 【推進体制】



# 秦野市障害者活躍推進計画(案)

## 資料2

障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3に基づく、障害を持つ本市職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画を次のとおり定めるものです。

本計画を通じて、ノーマライゼーション・ユニバーサルデザイン等の理念の浸透につなげることで、市職員だけでなく、来庁者の利便性や行政サービスの向上を図るものです。

なお、本計画において計画の対象となる障害者である職員とは、法第2条第1号の障害者(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。))その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいう。)を意味しています。

機関名	秦野市役所
任命権者	秦野市長、秦野市議会議長、秦野市消防長、秦野市教育委員会
策定主体	障害者である職員のプライバシーに配慮した上で、市全体で障害者の活躍推進に向けた取組を効果的に推進するため、障害者雇用事務を所管する市長部局が中心となり、各任命権者と連携して計画を策定する。
計画期間	令和2年4月1日～令和8年3月31日(6年間)
秦野市役所における障害者雇用に関する課題	<p>平成30年に公務部門における対象障害者の不適切計上の実態が全国的に判明し、本市においても再点検を行った結果、算定に誤りが見られ、法定雇用率が未達成であったことが判明した。</p> <p>その後、令和元年を計画期間とする障害者採用計画を作成するとともに、採用試験を実施し、雇用率は改善してきているものの、現在でも法定雇用率は未達成の状況である。</p> <p>今後も法定雇用率の達成のために継続して採用に取組むことが重要であるが、障害者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や取組が必要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】(各年6月1日時点) (各年度)当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>(参考)令和元年6月1日時点の実雇用率:2.02%</p> <p>(評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない</p> <p>(評価方法)毎年の任免状況通報のタイミングで、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。</p>
③満足度に関する目標	<p>【満足度の評価の平均】5段階中3以上</p> <p>(評価方法)毎年1回、在籍している障害者(新規採用を除く)に対し、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理。</p>
④キャリア形成に関する目標	<p>【障害者が担当する職務の拡大】 新たな職域の開拓を検討し、計画期間に実施する。</p> <p>(評価方法)毎年度職域について把握・進捗管理。</p>



取組内容	
1.障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	<p>○障害者雇用推進者として人事課長を選任する(令和元年11月18日に選任済)。</p> <p>○障害者の活躍を推進することについて、令和3年度を始期とする「秦野市職員づくり基本方針実施計画」に位置付けることを検討し、全庁的に取組みを推進できる体制づくりを進める。</p> <p>○職員づくり推進委員会で年1回以上、障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を議題として扱う。</p>
(2)人材面	<p>○障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含む。)全員について、厚生労働省(神奈川県労働局)が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2.障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、職務の選定及び創出について検討を行う。</p> <p>○新規採用及び人事異動その他定期的に所属長や人事課が面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているのかの点検を行い、必要に応じて検討する。</p>
3.障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	<p>○障害者の要望を踏まえ、環境整備を検討する(一部の庁舎を除き、エレベーター、多目的トイレは設置済)。</p> <p>○本計画の趣旨を研修等を通じて所属長等に周知し、理解を深めるよう努める。</p> <p>○障害者からの要望に応じて、就労支援機器の購入を検討する。</p> <p>○新規に採用した障害者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、適切な範囲内で実施する。</p>
(2)募集・採用	<p>○学生を対象としたインターンシップの中で、可能な範囲で障害を持つ学生の受け入れを行う。</p> <p>○一般職員の募集と併せて、軽易な業務に従事する職員(会計年度任用職員)の募集を行うなど、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、知的障害者、精神障害者及び重度障害者の採用に努める。なお、当該募集については、職務の選定及び創出の検討結果により実施方法を検討する。</p> <p>○採用試験、選考に当たっては障害者からの要望を踏まえ、手話通訳者の配置等、障害特性への配慮を行う。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・ 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。</li> <li>・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> </ul>

(3)働き方	<p>○フレックスタイム制等について導入の検討を行う。</p> <p>○時間単位の年次休暇等、各種休暇の利用を促進する。</p>
(4)キャリア形成	<p>○本人の希望等も踏まえつつ、必要に応じて実務研修等を実施する。</p>
(5)その他の人事管理	<p>○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場介助、通勤への配慮を行う。</p> <p>○中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。)について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通勤への配慮等の取組を行う。</p>
4.その他	
	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>

部長会議付議事案書（報告）

(令和2年4月1日)  
 提案課名 財産管理課  
 報告者名 高橋 邦彦

事案名	はだの環境マネジメントシステムの施行について	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">有</div> <p style="text-align: center;">資料 無</p>
提案趣旨	<p>平成17年4月から「秦野市環境管理システム」の運用を開始し、国際規格ISO14001に準拠し、自己適合宣言を公表するなど、積極的な取り組みを行っています。これにSDGsの観点も取り入れるとともに、職員の負担軽減を図ることで、効率的かつ効果的な環境配慮を推進するため、現行のシステムを廃止し、新たに「はだの環境マネジメントシステム」を施行するものです。</p>	
概要	<p>システムの変更点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境影響評価表及び著しい環境側面登録表を廃止し、新たに環境目標設定プロセスシートを作成する。また、シート内に環境影響及び環境側面を記載する。</li> <li>2 部門別環境目標設定表を「部門別環境目標（設定・計画・評価）表」とし、各目標にSDGsの項目を追加する。</li> <li>3 可燃ごみ排出量及びグリーン購入実績の照会を廃止し、全体環境目標の項目から削除する。（可燃ごみ排出量の照会については、庁舎管理の視点から行う。）</li> <li>4 市民審査を廃止し、内部監査項目にプロセスシートを加え、評価項目に「推奨事項」を追加する。</li> <li>5 力量表及び環境コミュニケーション記録表を廃止する。</li> <li>6 課内研修を廃止する。（環境管理推進員等研修及び新入職員研修は継続）</li> <li>7 年1回行っている騒音及び振動の計測を、必要と認めた時に行うこととする。</li> <li>8 環境マニュアル等の構成を変更する。</li> </ol>	
経過	<p>平成17年4月 環境管理システムの運用開始</p> <p>平成28年11月 ISO14001：2015版へ規格改定に基づく見直し。</p> <p>平成29年4月 県内14市がISO14001認証または自己適合宣言を行っていたが、本市を除く全ての市が独自システムへの移行を完了した。</p> <p>令和元年12月25日 環境管理推進委員会において、新システムの制定を承認</p>	

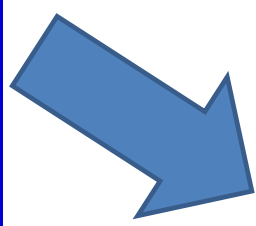
今後の進め方	令和2年4月	新システムの施行について各課に通知
	令和2年7月	環境管理推進委員会に新システムの施行状況を報告

プロセスシート新旧比較表

○旧システム

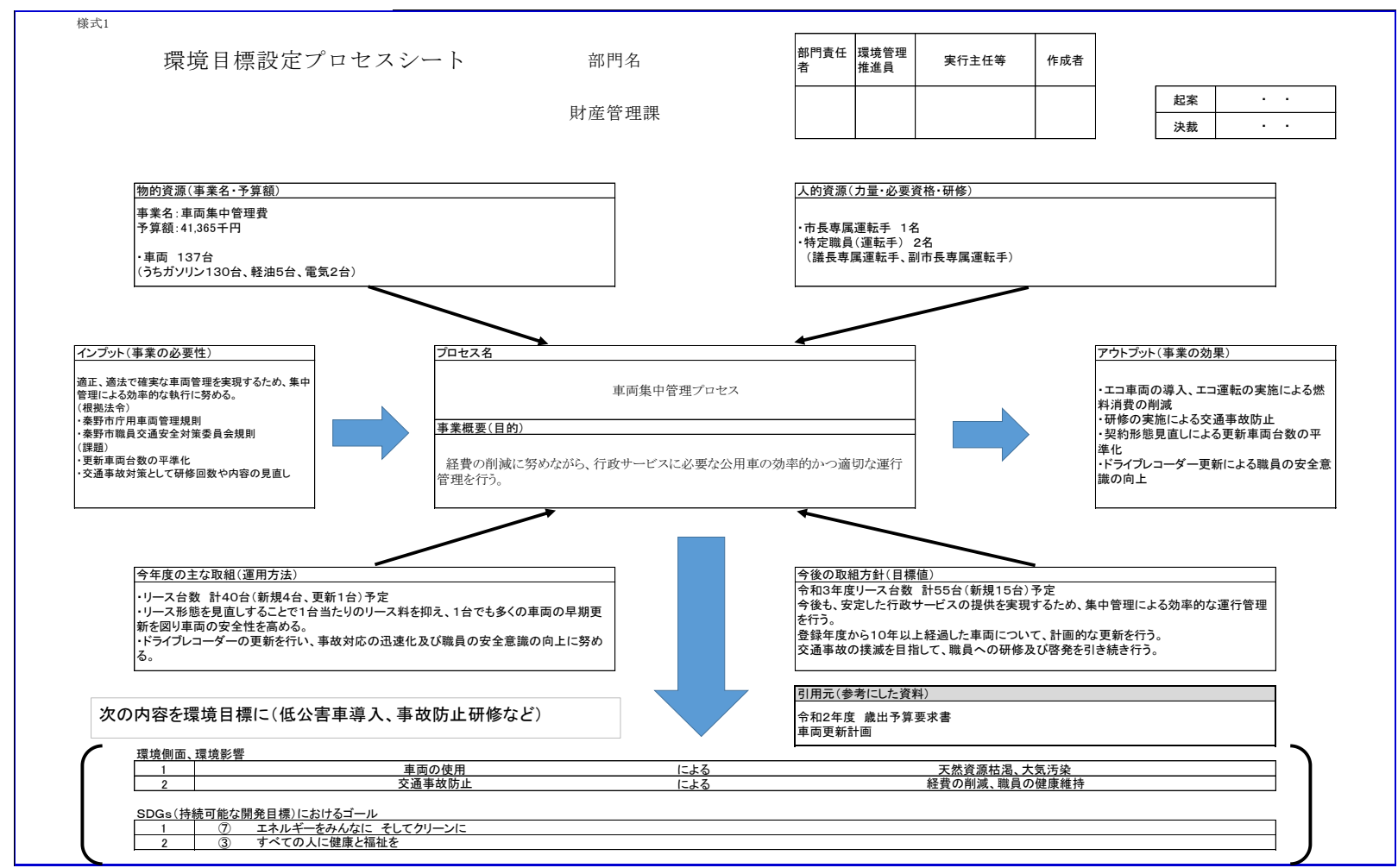
環境影響評価表

様式305-01		課名	職員数	特定職員数	臨時職員数	委託会社	部門責任者	環境管理推進員	実行主任	実行員	作成	起案日		
環境影響評価表(事務事業)		財産管理課	9	2	2	13 (セントラル 総業)						決裁日		
担当等	項目	環境側面(原因)	該当	環境影響(結果)										備考
				安全な生活環境			地球環境		その他					
事務事業 (事務分掌に関する規則等による)	事務事業の 環境側面(原因)	環境基本計画 環境管理 公共工事 大気 水質の保全・汚濁 騒音・振動の防止・発生 土壌・地下水の保全・汚濁 廃棄物の抑制・発生 健康被害の防止・発生 森林・緑地の保全・減少 生態系の保全・破壊 温暖化の抑制・進行(エネルギー)	○	影響範囲大	影響範囲中	影響範囲小	法規制	B 影響の範囲	C 効果度	D 技術力	E (利害関係人)	F 評価点	善しい環境側面の 達成  備考(事業名、法令等)	
				有	無	大	中	小	有	中	小	容		可
				2	1	3	2	1	3	2	1	3	2	1
庁舎の維持管理並びに事務室の配置その他の庁舎管理の総括	エネルギーの使用、廃棄物の発生等の総括	○	○	●			○						16	
環境管理システム	環境負荷の低減、環境保全の推進			○	○		○	○	○	○	○	○	15	
公有財産管理の総括														
普通財産の取得、管理及び処分														
基金及び債権														
行政区域並びに町及び字区域														
公有財産台帳の整備	紙の使用												10	
公有財産の有効活用														
土地開発公社との連絡調整														
公用車両管理の総括	低公害車の導入	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	72	
公用車両の運行管理	エコドライブの推進	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	10	
公用車両による交通事故の防止及び処理の総括														
公共用地等評価会議														
ふるさと寄附金	システムの運用		●				○	○	○	○	○	○	12	



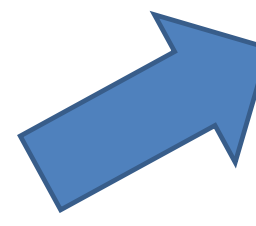
○新システム

環境目標設定プロセスシート



著しい環境側面登録表

様式305-05		著しい環境側面登録表 (全体) (各部門)		承認(副市長)	審査(部長)	作成	起案
部門名	財産管理課						決裁
No.	著しい環境側面	環境側面からの施策展開	部門の環境目的への展開	備考			
1	庁舎の維持管理及びその他の庁舎管理の総括	公共事業で騒音・振動、廃棄物の発生を抑制し、安全な生活環境に配慮する。	ガイドラインに基づく適正管理	財産管理課			
2	環境管理システム	地球環境を守り、温暖化、天然資源の枯渇を防止するため、市の事業によって生じる環境負荷の抑制に努める。	環境管理システムの適切な運用	財産管理課			
3	公用車への低公害車の導入の推進	低公害車の導入を促進し、公害防止を図る。また、低燃費なため地球温暖化対策にも寄与する。	低公害車9台導入	財産管理課			
4	空調機・送風機	運転時の騒音の発生を抑制し、安全な生活環境に配慮する。	ガイドラインに基づく適正管理	財産管理課			
5	燃えるごみ	可燃ごみを抑制し、安全な生活環境に配慮する。地球環境を守るため天然資源の枯渇を防止し、地球温暖化を防ぎ環境負荷の抑制に努める。	ガイドラインに基づく適正管理	財産管理課			
6	PCB保管	法律を順守した保管管理を図り、漏出、誤使用、誤処分を防止し、適正に管理する。	ガイドラインに基づく適正管理	財産管理課			



環境目標設定表 新旧比較表

○旧システム

様式307-01 部門別環境目標設定表 部門名 財産管理課		環境管理 副責任者 部門責任者 環境管理 推進員 実行主任等 作成	起案 ・・・ 決裁 ・・・																								
4.1 組織の課題 【内部の課題】 庁舎の老朽化等によるエネルギーの使用(修繕等) 公用車の更新車両計画の見直し(令和元年度から更新が必要な車両の増大) 環境教育についての周知、啓発 【外部の課題】 環境管理に関する社会的要求の増大(ISO14001:2015の改定によりライフサイクルやニーズへの理解、 環境パフォーマンスの向上がより求められた)		6.1.2 環境側面 ・ 庁舎管理における電力等エネルギーの使用 ・ 庁舎管理による廃棄物の排出、騒音及び振動の発生 ・ 環境管理システム推進による環境教育の推進 ・ 公有財産台帳作成による紙の使用 ・ 公用車管理における燃料の使用、排気ガスの発生 ・ ふるさと寄附事業における紙の使用	6.1.3 法的その他の要求事項 法令等の名称 エネルギーの使用の合理化に関する法律 国等による環境物品等の調達に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 特定家庭用機器再商品化法 騒音規制法																								
4.2 利害関係人(市民、事業者、職員等)のニーズ 迅速で効率的な事務処理		【環境目標①】 目標 公用車の低公害車導入を進める 得られる効果(有効性) 大気汚染の予防及び地球温暖化の防止 目標説明 公用車の更新の際、低公害車の導入を進めることで、大気汚染の予防及び地球温暖化の防止を図る 分類(当てはまる項目にチェックしてください) 事務事業 <input checked="" type="checkbox"/> 環境基本計画 <input type="checkbox"/> 実現可能性(当てはまる項目にチェックしてください) 技術的に可能である <input checked="" type="checkbox"/> 財政的に可能である <input checked="" type="checkbox"/> 評価する指標 低公害車の導入台数 目標数値:9台 年間予定 <table border="1"> <tr> <th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>2台</td><td></td><td></td><td>3台</td><td>2台</td><td></td><td></td><td>2台</td><td></td> </tr> </table> 実施結果 期末評価 次年度以降の取組		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				2台			3台	2台			2台	
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																
			2台			3台	2台			2台																	
9.2 内部監査(指摘事項や是正内容等がない場合には空欄で結構です。) 指摘内容 是正内容		9.1 監視測定・市民審査(指摘事項や是正内容等がない場合には空欄で結構です。) 指摘内容 是正内容																									

○新システム

様式2 部門別環境目標(設定・計画・評価)表 部門名 財産管理課		環境管理 副責任者 部門責任者 環境管理 推進員 実行主任等 作成	起案 ・・・ 決裁 ・・・																																				
○ 組織の課題 【内部の課題】 公用車の更新車両計画の見直し(令和元年度から更新が必要な車両の増大) 交通事故防止のため環境教育についての周知、啓発 【外部の課題】 交通事故防止対策の見直し		○ 環境側面 ・ 車両の使用による天然資源枯渇。大気汚染 ・ 交通事故防止による経費の削減、職員の健康維持	○ 法的その他の要求事項 法令等の名称 エネルギーの使用の合理化に関する法律 国等による環境物品等の調達に関する法律 秦野市朝用車両管理規則 秦野市職員交通安全対策委員会規則																																				
○ 利害関係人(市民、事業者、職員等)のニーズ 経費の削減に努めながら、公用車の効率的かつ適切な運行管理		【環境目標②】(目標が1つの場合には記入不要です) 目標 交通事故防止対策研修の実施 得られる効果(有効性) 職員の健康維持及び修繕費用の削減 目標説明 交通事故防止対策研修を行うことで、職員の交通事故防止を進め、職員の健康維持及び修繕費用の削減を図る。 分類(当てはまる項目にチェックしてください) 事務事業 <input checked="" type="checkbox"/> 環境基本計画 <input type="checkbox"/> 実現可能性(当てはまる項目にチェックしてください) 技術的に可能である <input checked="" type="checkbox"/> 財政的に可能である <input checked="" type="checkbox"/> 評価する指標 交通事故防止対策研修回数 目標数値:2回 年間予定 <table border="1"> <tr> <th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> 実施結果 期末評価 次年度以降の取組		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																								
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																												
○ 環境目標 【環境目標①】 目標 公用車の低公害車導入を進める 得られる効果(有効性) 大気汚染の予防及び地球温暖化の防止 燃料消費の削減及び経費の削減 目標説明 公用車の更新の際、低公害車の導入を進めることで、大気汚染の予防及び地球温暖化の防止を図る。 分類(当てはまる項目にチェックしてください) 事務事業 <input checked="" type="checkbox"/> 環境基本計画 <input type="checkbox"/> 実現可能性(当てはまる項目にチェックしてください) 技術的に可能である <input checked="" type="checkbox"/> 財政的に可能である <input checked="" type="checkbox"/> 評価する指標 低公害車の導入台数 目標数値:5台 年間予定 <table border="1"> <tr> <th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> 実施結果 期末評価 次年度以降の取組		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																									○ 内部監査(指摘事項や是正内容等がない場合には空欄で結構です。) 指摘内容 是正内容	
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																												
○ 環境目標 【環境目標①】 目標 公用車の低公害車導入を進める 得られる効果(有効性) 大気汚染の予防及び地球温暖化の防止 燃料消費の削減及び経費の削減 目標説明 公用車の更新の際、低公害車の導入を進めることで、大気汚染の予防及び地球温暖化の防止を図る。 分類(当てはまる項目にチェックしてください) 事務事業 <input checked="" type="checkbox"/> 環境基本計画 <input type="checkbox"/> 実現可能性(当てはまる項目にチェックしてください) 技術的に可能である <input checked="" type="checkbox"/> 財政的に可能である <input checked="" type="checkbox"/> 評価する指標 低公害車の導入台数 目標数値:5台 年間予定 <table border="1"> <tr> <th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> 実施結果 期末評価 次年度以降の取組		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																									○ 実績評価・是正措置(指摘事項や是正内容等がない場合には空欄で結構です。) 指摘内容 是正内容	
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																												

環境管理システムの概要一覧

資料 3

▼ 変更点

	内容	目的	ISO	省エネ法	温対法	その他法	新システム
	環境方針	市の環境に対する姿勢を明確にするため	○				○
	法的及びその他の要求事項 (ガイドライン作成、法令順守)	ガイドラインや手順書等を作成し、プロセスを明らかにするため	○				○
1	環境影響評価	環境目標設定のため	○				縮小
	環境側面の特定	環境目標設定のため	○				縮小
	プロセスシート作成	環境影響及び環境側面を明確にし、環境目標作成を効率的に行うため					追加
2	環境目標(各課・全体)	各課の目標を明確にし、継続的な改善を行っていくため	○				強化
	是正処置	環境目標の課題を発見し、継続的な改善を行っていくため	○				○
3	可燃ごみ量照会	全体環境目標の達成状況確認のため					廃止
	グリーン購入照会	全体環境目標の達成状況確認のため グリーン購入法の報告のため				○	廃止
	エネルギー使用量照会	全体環境目標の達成状況確認のため 省エネ法及び温対法の報告のため		○	○		○
	自動車走行距離、給油量照会			○	○		○
	夏季節電			○			○
	フロン漏えい調査	国へ報告を行うため (フロン排出抑制法)				○	○
	エネルギー使用合理化計画	省エネ法の報告のため		○			○
	手順書等の見直し	手順書等を最新の状態に保つため	○				○
	緊急事態	緊急事態の予防及び発生時の適切な対応を行うため	○				○
	環境管理推進委員会 (部長級会議)	全体環境目標の報告及び設定のため 省エネ法中長期計画作成のため		○			○
	市長による見直し	トップへ現状をインプットし、必要なアウトプットを求めるため	○				○
4	市民審査(外部審査)	市の取組みがISO14001に則しているか審査し、自己適合宣言を行うため					廃止
	内部監査	自ら取組み内容を確認するため	○				強化
5	力量表	職員の現在の力量と必要な力量との差を把握し、研修等でその差を充足させるため	○				廃止
	環境コミュニケーション	内部、外部からの連絡を共有し、継続的な改善を行っていくため	○				廃止
	全体研修	職員の現在の力量と必要な力量との差を把握し、研修等でその差を充足させるため	○				○
6	課内研修		○				廃止
7	騒音・振動調査	騒音規制法等の順守のため ※毎年測定の義務はなし				○	廃止
	順守評価	法令等に違反していないことを確認するため	○				○

部長会議付議事案書（報告）

（令和2年4月1日）

提案課名 契約検査課 建設管理課 道路整備課  
報告者名 古谷 昭仁 内藤 道夫 小林 勝

事案名	工事請負契約の締結について （市道18号線道路災害復旧工事（令和元年度繰越明許））	資料 有
提案趣旨	「市道18号線道路災害復旧工事（令和元年度繰越明許）」について、本年3月2日に契約締結しましたので、報告するものです。 なお、本案件は、契約金額が1億円以上であるため、「秦野市議会の先例・申し合わせ」第5第2項に基づき、議員連絡会に報告するものです。	
概要	1 起工理由 令和元年10月に発生した台風19号により被災し、現在通行止めとなっている、市道18号線の本復旧工事を施工するものです。 2 設計金額 122,590,000円（税抜き） 3 入札参加資格要件 特定建設業の許可を有し、経営事項審査総合評定値700点以上で、平成26年4月1日から令和元年12月31日までの間に、本市発注の災害時応急工事等を施工したことがある者	
経過	1 地元説明会 令和2年2月（3回開催） 2 入札公告       "       12日 3 開 札         "       27日 4 契約締結       "       3月 2日 5 議員への情報提供       "       9日 6 契約金額       114,277,570円（税込み） 103,888,700円（税抜き） 7 契約締結事業者 秦野市萩が丘10番7号 有限会社三貴建設 代表取締役 竹田 憲造 8 工事概要及び入札結果等   資料のとおり	



今 後 の 進 め 方	1	現場着手	令和2年	4月	上旬
	2	議員連絡会への報告	〃	4月	16日
	3	交通開放	〃	9月	下旬
	4	工期末	〃	10月	30日

## 工事請負契約の締結について

令和2年4月1日  
総務部契約検査課  
建設部建設管理課  
建設部道路整備課

このことについて、次のとおり工事請負契約を締結しましたので、お知らせします。

- 1 工 事 名  
市道18号線道路災害復旧工事（令和元年度繰越明許）
- 2 工 事 場 所  
秦野市三廻部地内
- 3 契 約 方 法  
条件付き一般競争入札による契約
- 4 契 約 金 額  
114,277,570円  
（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額10,388,870円）
- 5 契約の相手方  
秦野市萩が丘10番7号  
有限会社三貴建設  
代表取締役 竹田 憲造
- 6 契約締結日  
令和2年3月2日
- 7 工 期  
令和2年3月2日から同年10月30日まで
- 8 工 事 概 要  
工事延長 45.4メートル
  - (1) 道路土工 一式
  - (2) 法面工 植生工440平方メートル
  - (3) 擁壁工 現場打ち擁壁工7箇所  
帯鋼補強土壁工143平方メートル  
ジオテキスタイル工214平方メートル
  - (4) カルバート工 プレキャストカルバート工24メートル

- (5) 排水構造物工 側溝工 75メートル  
集水枦工 3箇所
- (6) 構造物撤去工 一式
- (7) 舗装工 車道舗装工 224平方メートル  
歩道舗装工 50平方メートル
- (8) 縁石工 地先境界ブロック 37メートル
- (9) 防護柵工 路側防護柵工 37メートル  
転落防止柵工 27メートル
- (10) 仮設工 一式
- (11) 準備工 一式
- (12) 付帯工事（上水道工事等）一式 他

9 入札の結果

- (1) 開札執行日 令和2年2月27日
- (2) 入札参加者数 9者
- (3) 予定価格 122,222,000円
- (4) 最低制限価格 103,888,700円

入札金額	決定区分	事業者名
103,263,100円	失格	株式会社稲元興業
103,471,350円	失格	株式会社水野建設
103,575,900円	失格	有限会社森環境開発
103,680,450円	失格	株式会社菊正建設
103,784,150円	失格	三和建工株式会社
103,888,700円	落札	有限会社三貴建設
103,888,700円		株式会社成瀬
103,992,400円		株式会社坂本建設
115,190,000円		株式会社興栄建設

※ 金額は全て税抜で表示

※ 「失格」は、最低制限価格未満のため

※ 電子くじにより落札者を決定（くじ対象は、有限会社三貴建設、株式会社成瀬）。

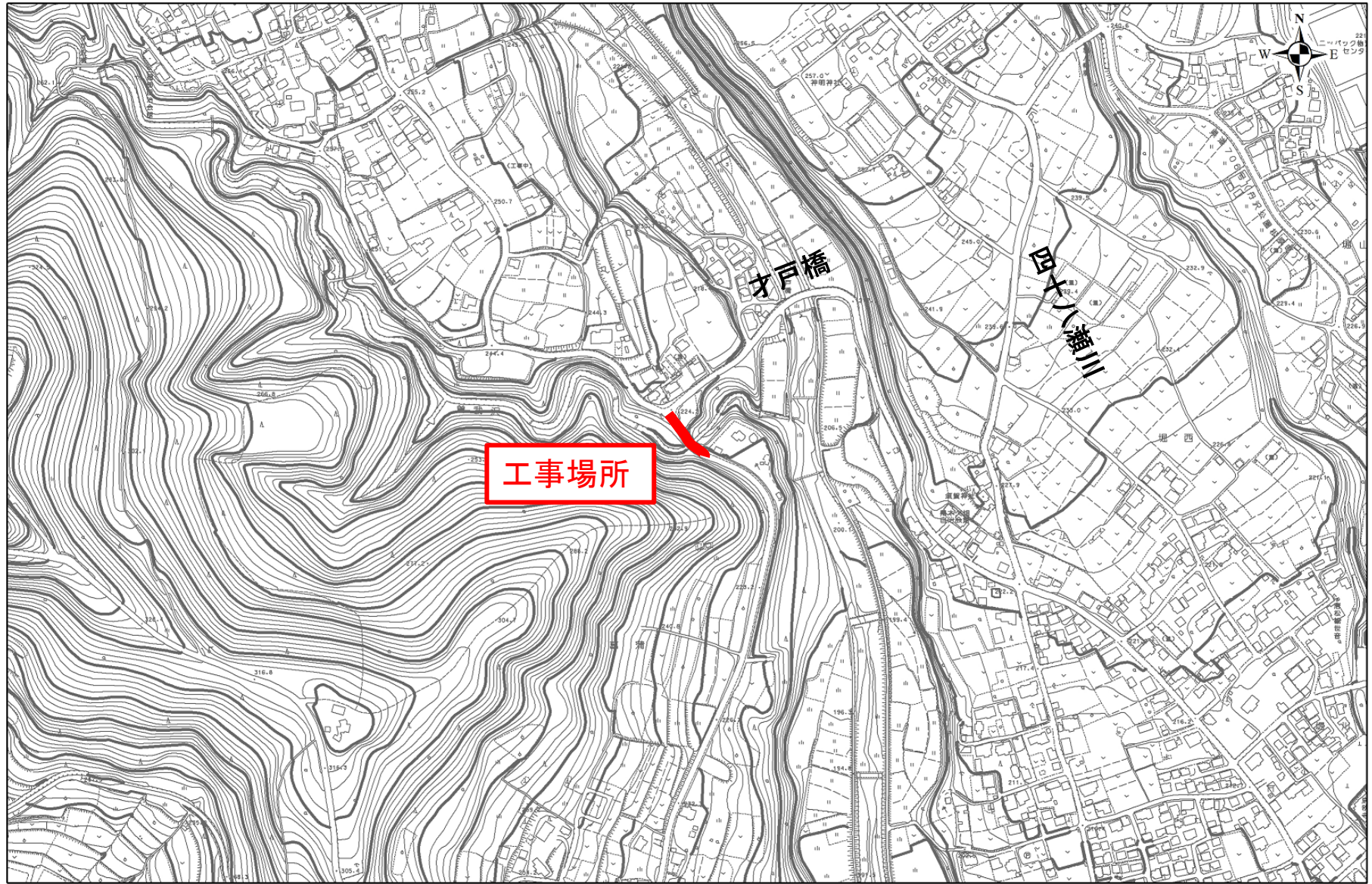
10 位置図

3ページのとおり

11 全体計画平面図等

4ページのとおり

# 位置図





部長会議付議事案書（報告）

（令和2年4月1日）

提案課名 道路整備課

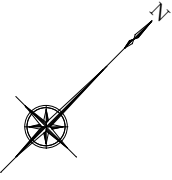
報告者名 小林 勝

<p>事案名</p>	<p>東海大学前駅北口へのエスカレーター、エレベーターの設置について</p>	<p style="text-align: right;">有</p> <p>資料</p> <p style="text-align: right;">無</p>												
<p>提案趣旨</p>	<p>本件については、令和2年度より工事に着手し、令和3年度内の完成に向け取り組んでいるところです。</p> <p>そのような中、設置に向けた詳細設計がまとまりましたので、内容及び今後の進め方について報告するものです。</p>													
<p>概要</p>	<p>1 整備概要</p> <p>東海大学前駅の西側に隣接する東海大学前1号踏切は、歩行者が多く（歩行者のボトルネック）安全対策が必要な踏切として、平成29年1月に踏切道改良促進法に基づく指定がされたことから、安全確保に向け関係機関と調整を進めてきました。その結果、安全対策として、東海大学前駅北口に、エレベーターとエスカレーターを設置することで、踏切を渡る歩行者の数を分散させ、安全性を高めるとともに、利便性の向上を図るものです。</p> <p>また、この整備により、小田急4駅周辺広場全てのバリアフリー化が実現するものです。</p> <p>2 工事内容</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) エレベーター設置工（2方向出口方式、11人乗り）</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">1基</td> </tr> <tr> <td>(2) エスカレーター設置工（W=600mm、昇り専用）</td> <td style="text-align: right;">1基</td> </tr> <tr> <td>(3) 階段設置工（W=1,500mm）</td> <td style="text-align: right;">1箇所</td> </tr> <tr> <td>(4) 連絡通路設置工</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> <tr> <td>(5) 道路改良工（道路線形切回し）</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> <tr> <td>(6) 道路復旧工（道路舗装）</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> </table> <p>3 工事期間（予定）</p> <p>令和2年7月から令和4年1月まで</p> <p>4 全体金額（令和2～3年度継続費設定）</p> <p>311,700,000円（国庫関連歩道設置事業費）</p>		(1) エレベーター設置工（2方向出口方式、11人乗り）	1基	(2) エスカレーター設置工（W=600mm、昇り専用）	1基	(3) 階段設置工（W=1,500mm）	1箇所	(4) 連絡通路設置工	1式	(5) 道路改良工（道路線形切回し）	1式	(6) 道路復旧工（道路舗装）	1式
(1) エレベーター設置工（2方向出口方式、11人乗り）	1基													
(2) エスカレーター設置工（W=600mm、昇り専用）	1基													
(3) 階段設置工（W=1,500mm）	1箇所													
(4) 連絡通路設置工	1式													
(5) 道路改良工（道路線形切回し）	1式													
(6) 道路復旧工（道路舗装）	1式													

経過	平成29年1月	東海大学前1号踏切が法指定を受ける
	平成30年5月	法指定踏切対策のため小田急電鉄株と対策協議
	〃 7月	予備設計委託業務（平成30年7月～平成31年2月）
	令和元年 7月	詳細設計委託業務（令和元年7月～令和2年3月）
今後の進め方	令和2年4月	議員連絡会で報告
	〃	小田急電鉄株の用地買収契約
	〃 7月	道路改良工事（道路切廻し）の先行着手
	〃 8月	仮契約の締結（エレベーター・エスカレーター設置工事）
	〃 9月	第3回定例会に議案提出 （エレベーター・エスカレーター設置工事請負契約の締結）
	令和4年1月	工事の完成予定

# 市道65号線歩道設置事業 計画平面図

資料 1

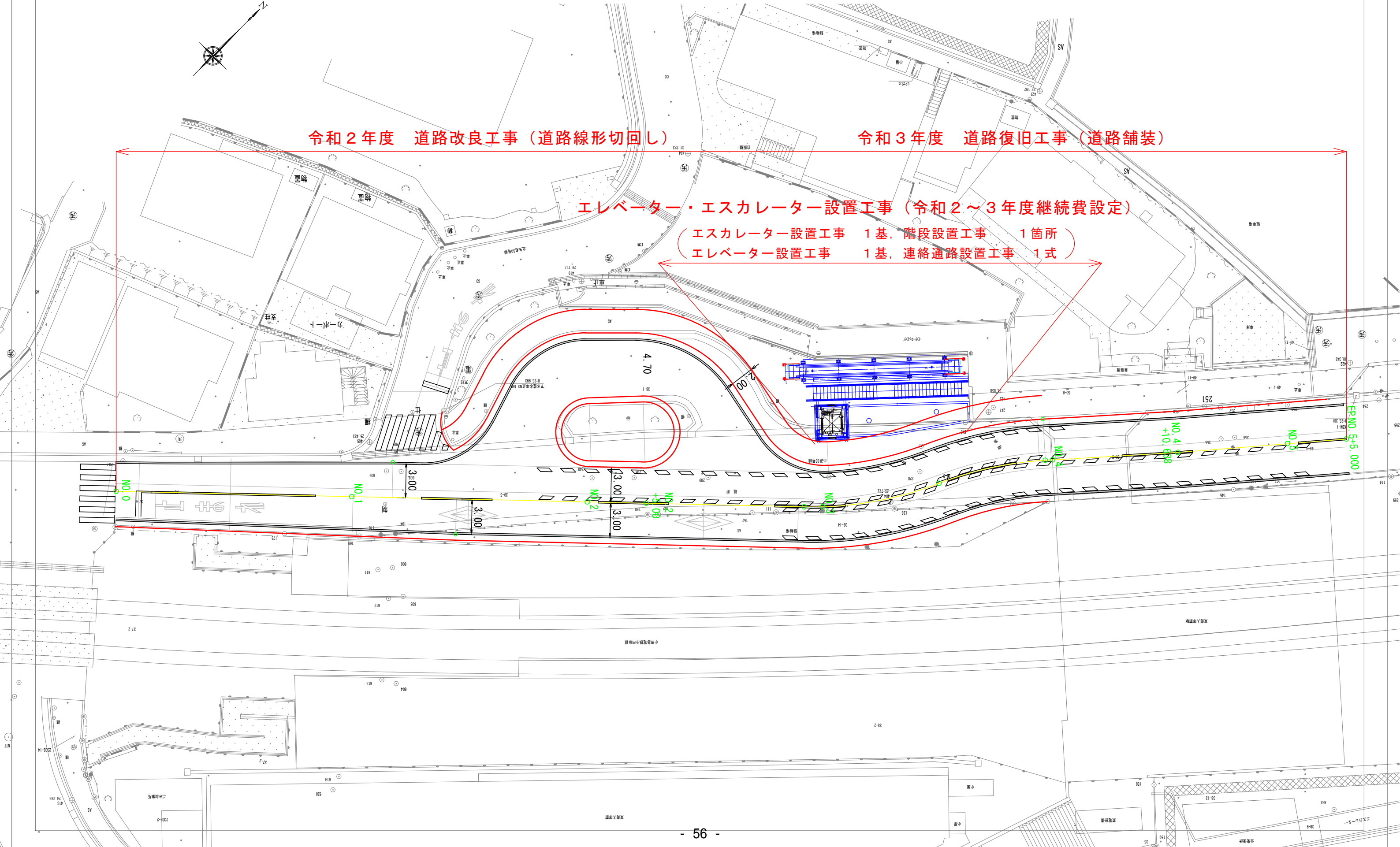


令和2年度 道路改良工事（道線形切回し）

令和3年度 道路復旧工事（道路舗装）

エレベーター・エスカレーター設置工事（令和2～3年度継続費設定）

（エスカレーター設置工事 1基、階段設置工事 1箇所）  
（エレベーター設置工事 1基、連絡通路設置工事 1式）





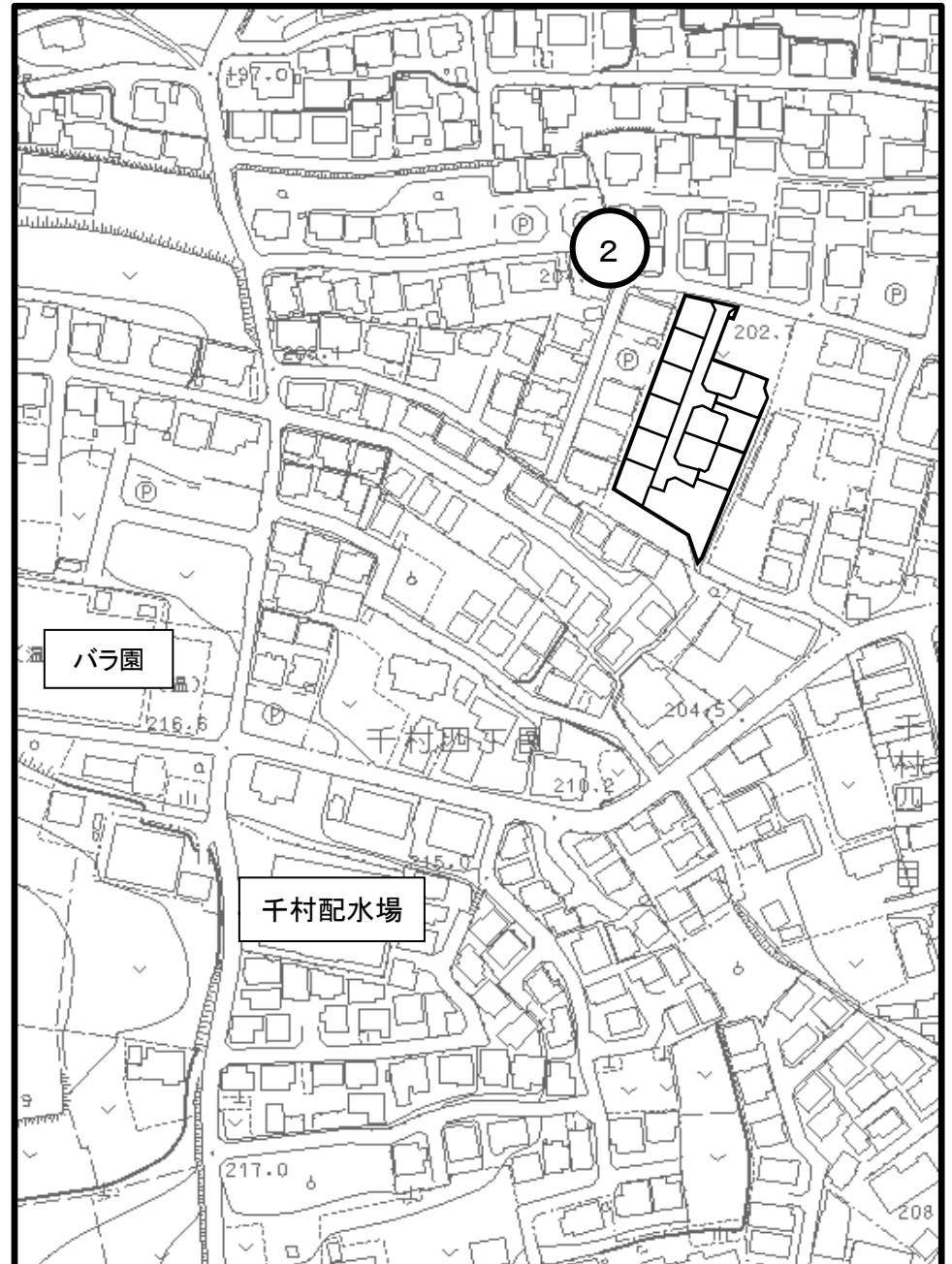


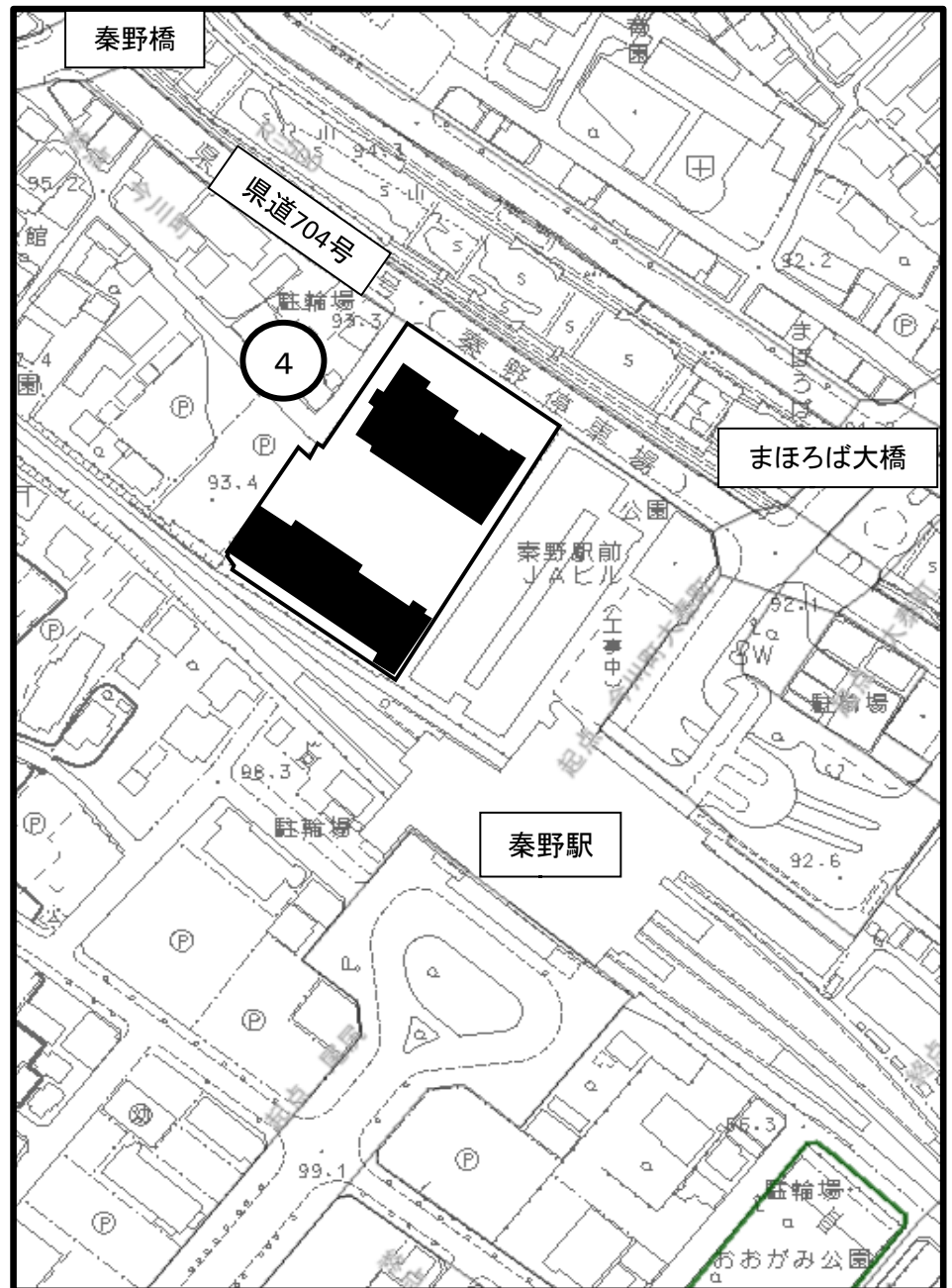
(令和2年2月5日、19日、3月4日 調整部会)

令和2年4月(定例部長会議) 開発指導課

番号	事業名	計画地	事業主	用途地域	開発面積(m <sup>2</sup> )	計画概要
1	(事業名)	曾屋字六間 8 2 9 番 1 ほか	(事業主名)	準工業地域	1274.25	専用住宅8戸
2	(事業名)	千村四丁目 1 7 8 番 1 の一部ほか	(事業主名)	第一種低層 住居専用地域	2396.15	専用住宅13戸
3	(事業名)	戸川字踊り宮 5 5 番 1 ほか	(事業主名)	工業専用地域	2376.2	事務所1棟
4	(事業名)	今川町 1 3 1 番 4 ほか	(事業主名)	商業地域	5048.62	共同住宅1棟(世帯用81戸) 店舗等兼共同住宅1棟(世帯用 6戸、単身用72戸)
5	(事業名)	今泉字諏訪原 3 2 8 番 1 の一部ほか	(事業主名)	第一種中高層 住居専用地域	2846.74	共同住宅2棟 (世帯用9戸、世帯用12戸)

(注) 区域面積1,000m<sup>2</sup>以上の環境創出行為(自己用住宅1戸は除く)及び集合住宅等で10戸以上の環境創出行為を掲載。







## はだの丹沢クライミングパークの供用開始について

本市の新たなスポーツ施設として、県立秦野戸川公園内に「はだの丹沢クライミングパーク（ボルダリング施設）」が完成しました。

隣接する県立山岳スポーツセンターのリード及びスピード施設とともに、東京 2020 オリンピックの正式種目となった「スポーツクライミング競技」の 3 種目ができる国内有数の拠点となります。



はだの丹沢クライミングパーク及び県立山岳スポーツセンターの全景



昨年開催された「クライミング世界選手権八王子大会」で使用した壁を移設（表面）



2016 年に開催された「希望郷いわて国体」で使用した壁を移設（裏面）

## 1 供用開始日

令和 2 年 4 月 15 日（水）午前 9 時から

\* 新型コロナウイルス感染防止対策のため、変更となる可能性があります。

\* オープニングに当たってセレモニー等のイベントは実施しません。

## 2 ボルダリング施設の概要

ボルダリングウォール（幅20m×高さ約5m）2面、事務室、更衣室、トイレ、倉庫等

\* 駐車場は、近隣の諏訪丸駐車場（施設から約100m先）（有料）を利用

## 3 所在地等

### (1) 所在地

戸川1398番地（県立秦野戸川公園内）

### (2) 電話番号

0463-63-2630

\* 4月6日（月）から使用可能

## 4 開館時間等

### (1) 開館時間

午前9時から午後9時まで

### (2) 休館日

毎月第3月曜日（その日が休日の場合はその翌日）及び年末年始

\* 大会及びその準備のため、随時休館する場合があります。

## 5 使用料等

区分	単位等		使用料
共用	1時間につき	大人	500円
		高校生・大学生	300円
		中学生以下	200円
	1日につき	大人	1,600円
		高校生・大学生	1,000円
		中学生以下	700円
専用	1時間につき		7,500円

\* レンタルシューズ200円（1足）、レンタルチョーク100円（1回）

## 6 その他

当初、4月12日（日）にオープンを記念して開催予定だった「スポーツライミング秦野チャンピオンシップコンバインド2020」は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、延期となりました。なお、延期日程は未定です。



改修されたリード施設〔中央〕と新設されたスピード施設〔右側〕（県立山岳スポーツセンター）

## 第 6 4 回 秦野丹沢まつりについて

### 1 概要

令和 2 年 3 月 1 9 日に秦野丹沢まつり実行委員会正副会長及び運営委員長協議が行われ、4 月 1 8、1 9 日に開催を予定している第 6 4 回秦野丹沢まつりの開催中止を決定しました。

なお、安全祈願式、山開き宣言及び遭難者慰霊祭は、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じ、関係者のみで執り行います。

### 2 実施内容

#### (1) 開催日

令和 2 年 4 月 1 9 日（日）

#### (2) 会場

県立秦野戸川公園パークセンター周辺

#### (3) 内容

##### ア 安全祈願式及び山開き宣言

(ア) 時間 午前 8 時 3 0 分から

(イ) 場所 県立秦野戸川公園パークセンター前

(ウ) 参加者 来賓 1 3 人、神職

(エ) 内容 神職による神事、参加者による玉串奉奠、山開き宣言

##### イ 遭難者慰霊祭

(ア) 時間 午前 9 時 0 0 分から

(イ) 場所 県立秦野戸川公園パークセンター 2 階（予定）

(ウ) 参加者 来賓 4 人、神職

(エ) 内容 神職による神事、参加者による玉串奉奠・献花

なお、慰霊祭は原則来賓のみで執り行い、遺族の慰霊碑への献花は時間を設けて実施し、案内するものです。

### 3 関連行事について

(1) 秦野桜まつり（3 月 2 8 日、2 9 日） 中止とする。なお、桜のライトアップのみ 4 月 5 日まで実施予定。

(2) 鶴巻温泉春まつり（4 月 2 9 日） 中止とする。